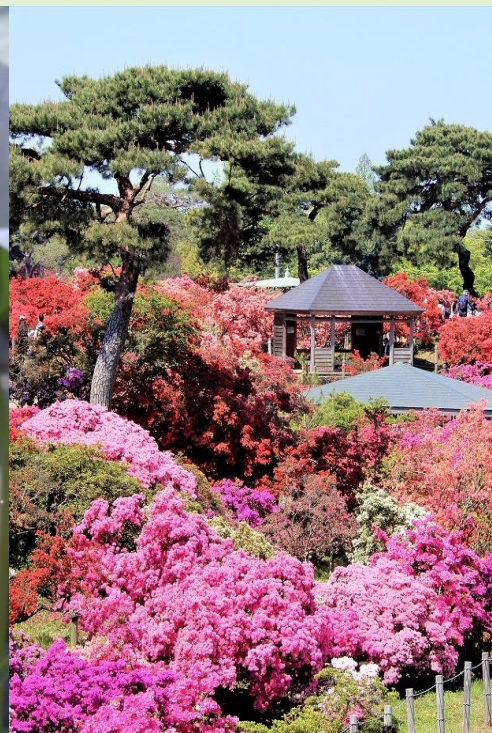


令和3年度版

館林の環境

～令和2年度の環境報告書～



はじめに

環境問題は地球温暖化をはじめとして、大気汚染、水質汚濁、ごみ問題など、地球規模の問題でありながら、私たちの生活環境に関わる身近な問題でもあります。人間の活動は豊かな自然環境が基盤となっていますが、活動による大量生産、大量消費を続けることが環境に負荷をかけています。そして、近年では地球温暖化による気候変動の影響で、甚大な自然災害が頻繁に発生しています。こうした状況は、私たちの活動によるものが一要因であることは否めません。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次報告書でも、気候変動に人間の活動による影響が確認できたと報告がありました。地球温暖化防止のためにも、私たちの日常生活を環境と共生できるよう、変化させなければならない状況にあります。

本市では地球温暖化対策を通して、館林の豊かな環境を守り続けるため、令和2年3月には第三次館林市環境基本計画、令和3年2月には第5次館林市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)を策定し、環境問題の改善に向けて取り組んでいます。令和2年12月には、地球温暖化対策及び災害への備えのため、たてばやし5つのゼロ宣言をしました。災害時の死者ゼロ、温室効果ガス排出量ゼロ、災害時の停電ゼロ、プラスチックごみゼロ、食品ロスゼロの5つを掲げています。

また、令和元年5月20日には、本市の自然資源でもある茂林寺沼・多々良沼・城沼が「里沼(SATO-NUMA)－『祈り』『実り』『守り』の沼が磨き上げた館林の沼辺文化－」として日本遺産に認定され、令和3年7月には、近藤沼・蛇沼も追加認定されました。館林の沼は人々の暮らしに深く結び付き、人が沼辺を活かすことで良好な環境が保たれ、文化が育まれてきました。それぞれの沼で磨き上げられた館林の沼辺文化は、自然と暮らしが調和した生活文化を今に伝えるものであり、良好な自然環境を保全することは、日本遺産「里沼」の活用につながる重要な取り組みでもあります。

本書「館林の環境」は、大気汚染や水質汚濁、廃棄物など、環境問題についてテーマごとに構成しています。それぞれの環境問題の現状をとりまとめ、これからの地球温暖化対策に活かせるよう作成しています。本書が皆様にとって、環境について考え、日常生活を変えるきっかけになれば幸いです。

(表紙の写真 出典：館林市観光協会)

目次

1 館林市について	ページ
○館林市の概況	1
○年間の気候	2
○環境行政	2
○日本遺産「里沼」	3

2 館林市の環境への取組	ページ
○第三次館林市環境基本計画	4
○第5次館林市地球温暖化対策実行計画	5
○たてばやし5つのゼロ宣言	6

3 館林市の大気	ページ
○大気汚染とは	7
○環境基準	8
○館林市の大気	9
○空間放射線量の測定	15
○まとめ	16

4 館林市の水質	ページ
○水質汚濁とは	17
○環境基準	18
○館林市の河川の水質	20
○館林市の沼の水質	25
○生活排水対策	26
○特定事業場排水の対策	27
○まとめ	29

5 館林市の公害	ページ
○公害とは	30
○騒音	31
○地盤沈下及び地下水位	34
○特定施設に対する規制について	37
○まとめ	43

6 館林市の資源・ごみ	ページ
○館林市が集める資源・ごみ	44
○館林市のごみ排出量	45
○燃やせるごみ	46
○リサイクル	47
○まとめ	49

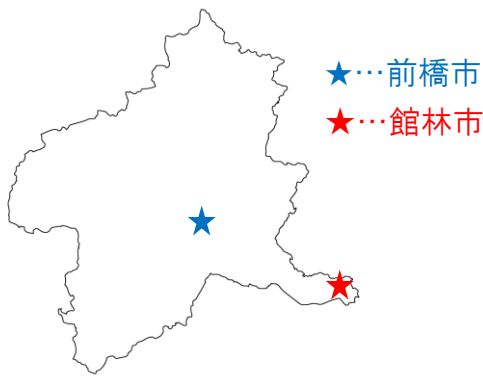
7 館林市の生きもの	ページ
○館林市に生息する生きもの	50
○外来生物とは	51
○特定外来生物とは	51
○館林市の外来生物について	51
○クビアカツヤカミキリについて	53
○まとめ	53

1 館林市について

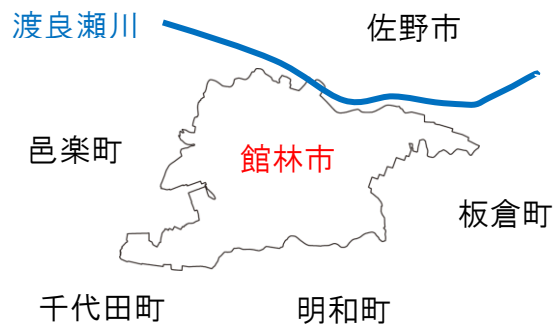
館林市の概況

本市は群馬県の東南部にあり、関東地方全体から見ると、ほぼ中心部に位置しています。市域の北部は渡良瀬川を隔てて、栃木県佐野市、東部は板倉町、南部は明和町、西部は邑楽町及び千代田町に接しています。県都前橋市へは約50kmと、県内の主要都市の中で最も離れていますが、首都東京へは浅草まで約70kmと、県内で最も近くに位置しています。

館林市の位置図

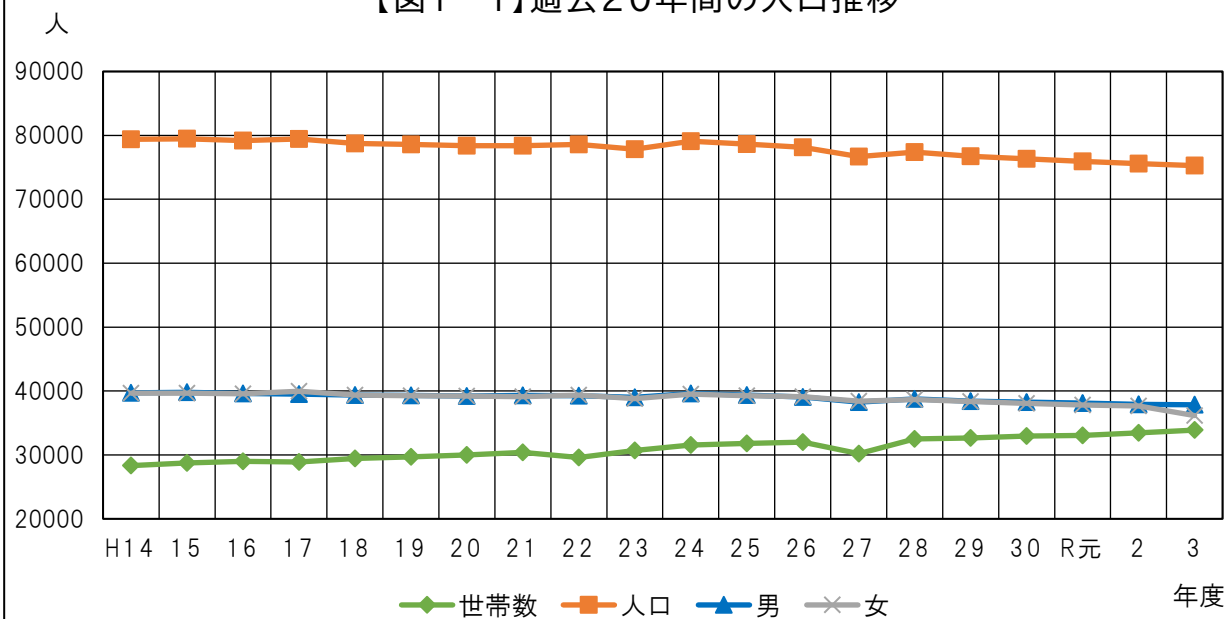


館林市周辺都市



- 面積・・・60,97km²
- 市域・・・東西15,5km 南北8,0km
- 人口・・・75,275 (令和3年4月1日現在)

【図1-1】過去20年間の人口推移



年間の気候

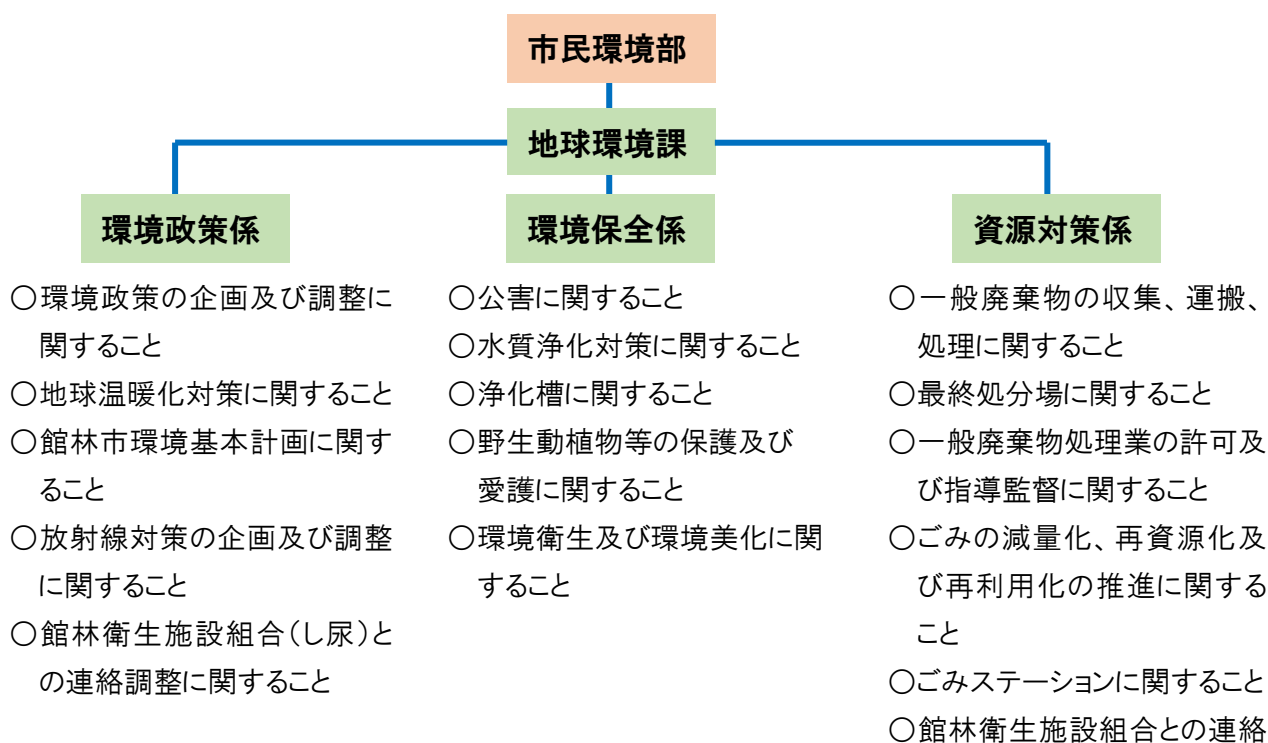
本市の気候は、寒暖差の大きい内陸性の気候です。冬は空っ風が吹き、氷点下まで下がる一方、夏は40℃近くまで気温が上がります。地球温暖化をはじめとして、ヒートアイランド現象等が原因となり、全国でも有数の猛暑地帯となっています。

【表1-1】令和2年の気候

月	気温(℃)			風速(m/s)		降水量(mm)	
	平均	最高	最低	平均	最大	総雨量	最大/日
1月	5.7	18.9	-3.3	1.8	9.0	82.0	41.0
2月	6.7	19.5	-6.1	2.1	8.8	21.0	14.0
3月	9.9	24.5	-0.6	2.3	9.5	92.0	38.5
4月	12.2	25.3	2.1	2.5	10.3	134.5	60.5
5月	19.5	31.8	7.5	1.9	8.6	102.5	44.0
6月	23.5	34.7	17.5	1.9	6.3	250.0	69.0
7月	24.0	33.7	17.3	1.5	8.0	233.0	29.5
8月	29.3	39.9	22.3	1.8	7.3	56.0	17.0
9月	24.2	35.7	14.6	1.8	6.6	127.5	27.5
10月	16.8	27.0	4.1	1.5	6.4	163.0	47.0
11月	11.9	23.3	0.4	1.5	10.2	6.0	2.5
12月	5.8	16.9	-4.4	1.6	8.0	0.0	0.0
全年	15.8	39.9	-6.1	1.85	10.3	1,267.5	69.0

資料：気象庁（館林地域気象観測所 アメダス）

環境行政



日本遺産「里沼」

令和元年度5月20日、本市の自然資源の茂林寺沼・多々良沼・城沼が「里沼(SATO-NUMA)―『祈り』『実り』『守り』の沼が磨き上げた館林の沼辺文化―」として、日本遺産に認定されました。また、令和3年7月には、蛇沼、近藤沼が日本遺産の構成文化財に追加されました。

館林の沼は人里近くにあり、人々の暮らしに深く結び付き、人が沼辺を活かすことで良好な環境が保たれ、文化が育まれてきました。



茂林寺沼 ～祈りの沼～



多々良沼 ～実りの沼～



城沼 ～守りの沼～



蛇沼



近藤沼



日本遺産「里沼」を未来に紡いでいくためには、沼辺の環境保全が必要です。「城沼を考える市民会議」では、城沼の水質改善を願って「城沼サミット」を開催しています。平成10年に開催された城沼サミットにおいて、城沼の水質改善のために、市民の皆さんに協力してもらえるよう「5つの約束」を宣言しました。

城沼を考える市民会議 「5つの約束」

- ① 食器汚れのひとつ拭き運動を継続しよう！
- ② 洗剤の使いすぎに注意しよう！
- ③ 油は絶対に流さない！
- ④ 米のとぎ汁は植木にまこう！
- ⑤ 限りある資源、水道の流し洗いはやめよう！

2

館林市の環境への取組

第三次館林市環境基本計画

●計画の目的

館林市環境基本条例第7条に基づき、市の良好で快適な環境の保全及び創造のための施策を、総合的に、そして計画的に推進していくために策定されます。市の環境分野の最上位計画になります。

●計画の期間

令和2年度～令和11年度の10年間（中間年次：令和6年度）

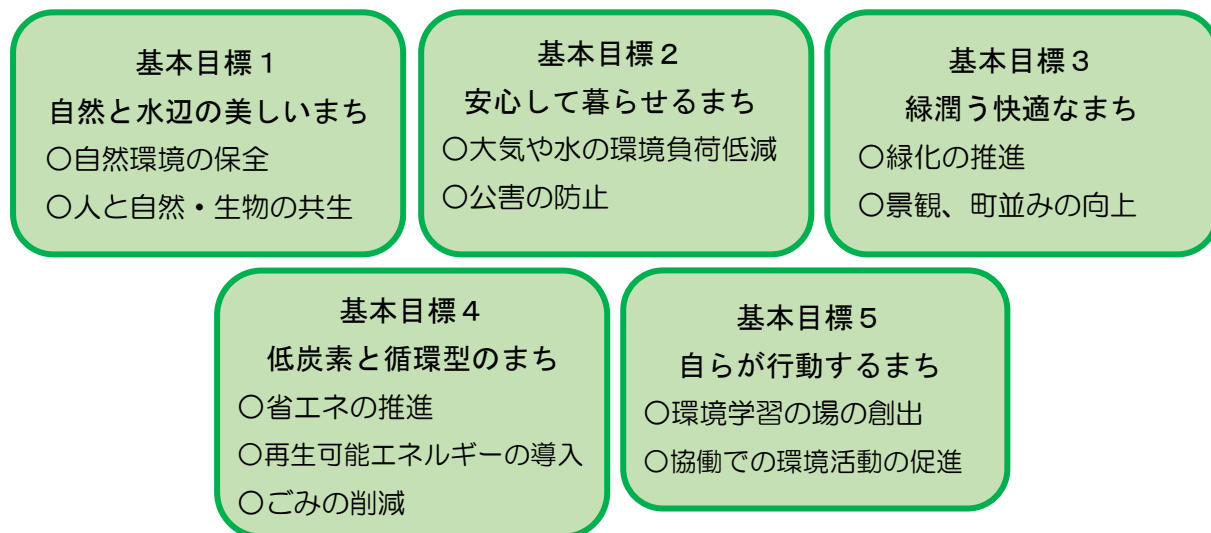
●計画の目標(望ましい環境像)

人と里沼がつむぐ環境未来都市
～魚群れ、朝に夕べに水鳥の往来するまち～



この望ましい環境像には、行政・市民・事業者など、全ての主体が環境保全、地球温暖化対策のために取り組み、「里沼」とともに育まれたきた自然豊かな環境を守り築き、未来へと紡いでいくという思いが込められています。

●計画の基本目標と主な内容



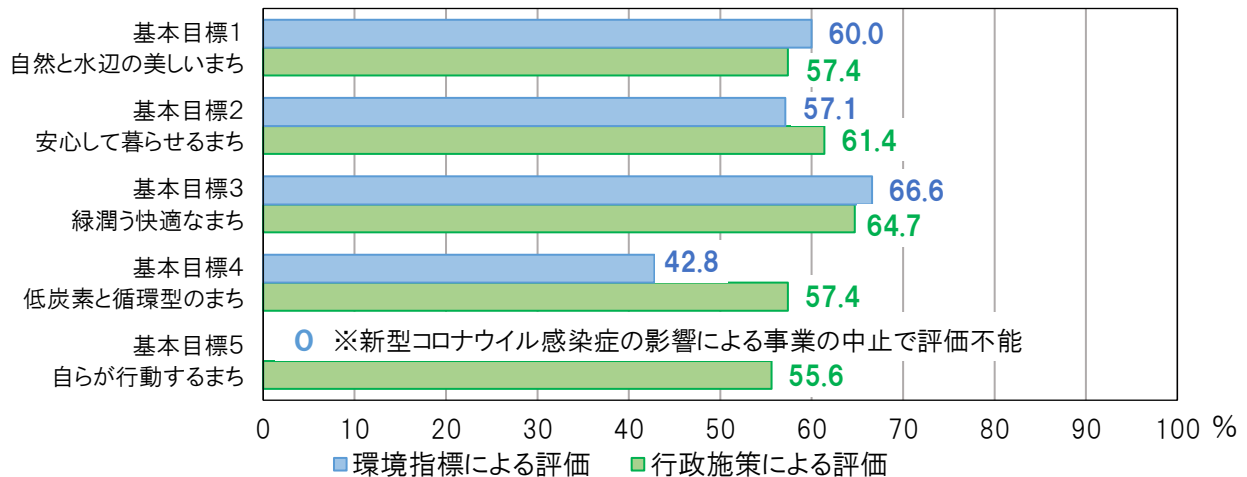
●計画の評価

本市の良好で快適な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、第三次館林市環境基本計画（令和2～11年度の10年計画）を策定しました。計画の運用にあたり、年度ごとに進行管理を行います。

基本目標の達成状況を総合的に評価するための「環境指標」と、テーマごとに分かれた関係各課の「行政施策」による評価によって、計画全体の評価を行います。

令和2年度の結果報告の詳細は市ホームページに掲載しています。

【図2-1】 令和2年度 基本目標ごとの目標達成度



第5次館林市地球温暖化対策実行計画

●計画の目的

- ・市役所の業務によって排出される温室効果ガスを削減する
- ・市役所が率先して温暖化対策に取り組むことにより、市民・事業者の自主的な取組を促進する

●計画の期間

令和3年度～令和7年度の5年間

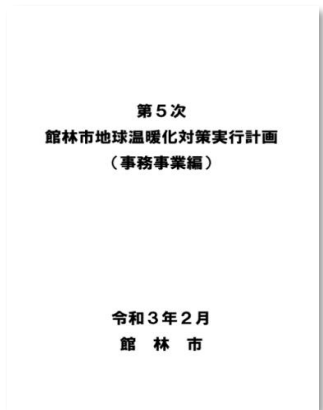
●計画の目標

5年間で温室効果ガスを14.0%削減（令和元年度比）

●第4次館林市地球温暖化対策実行計画 令和2年度実績

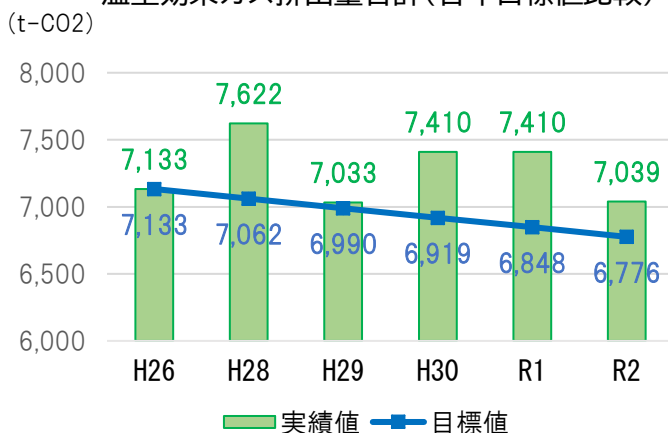
第4次館林市地球温暖化対策実行計画について、令和2年度は温室効果ガス排出量が7,039t-CO₂となり、目標値より**3.9%の超過**となりました。また、平成28年度～令和2年度の計画期間中、目標値を達成することができませんでした。

今後の取組として、日々の省エネなどの実践に加えて、再生可能エネルギーにより発電した電力の調達や、公用車の電気自動車への切り替えの検討を進めていく必要があります。



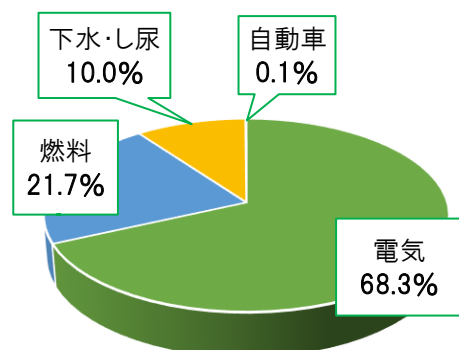
【図2-4】

温室効果ガス排出量合計(各年目標値比較)



【図2-3】

令和2年度温室効果ガス排出量の内訳



たてばやし5つのゼロ宣言

●概要

群馬県では、令和元年10月の台風19号の記録的な豪雨、土砂災害及び河川の氾濫により、多くの人の命と財産が失われました。これを受け、災害に強く、持続可能な社会を構築し、県民の幸福度を向上させるため「ぐんま5つのゼロ宣言」をし、その実現に向けて取り組んでいます。

本市についても、県の取組に賛同するとともに、次世代へ安心をつなぐ暮らしやすいまちの実現に向けて「たてばやし5つのゼロ宣言」をしました。

●宣言内容

2050年までに

- 宣言1 自然災害による死者「ゼロ」
- 宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」
- 宣言3 災害時の停電「ゼロ」
- 宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」
- 宣言5 食品ロス「ゼロ」

を目指します



宣言1 自然災害による死者「ゼロ」

本市の強靱化とともに、市民の防災意識を高め、自然災害による死者をゼロにします。

- 〈主な取り組み〉・「たてばやし防災情報伝達システム」「たてばやし情報配信メール」により、市民へ災害情報を提供する
- ・防災出前講座の開催、防災啓発等により地域防災力の強化につなげる

宣言2 温室効果ガスの排出量「ゼロ」

日照時間の長さや豊富な水資源など、恵まれた再生可能エネルギー資源を最大限に活用すること、日々の生活を見直し、エコな暮らしを推進することで、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにします。

宣言3 災害時の停電「ゼロ」

エネルギーの自立・分散化（地産地消）により、災害時にも電力受給を継続します。

- 〈主な取り組み〉・家庭の再生可能エネルギー導入促進のため蓄電池設備設置補助金制度の運用
- ・省エネルギー行動やエコライフ活動など、低炭素なライフスタイルの啓発

宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」

プラスチックごみをなくします。

- 〈主な取り組み〉・リユースの拠点として「ごみゼロ館」を活用し、リユースを促進する

ごみゼロ館



宣言5 食品ロス「ゼロ」

「MOTTAINAI」（もったいない）の心で食品ロスをなくします。

- 〈主な取り組み〉・フードバンク、フードドライブ活動の支援

3 館林市の大気

大気汚染とは

大気汚染とは、大気中の汚染物質が増えることで、大気が汚れてしまうことです。大気汚染が深刻化してしまうと、私たちの体に病気を引き起こす恐れがあります。自然環境やそこに住む生きものにも悪影響を及ぼします。

大気汚染による主な影響

■ 酸性雨

二酸化硫黄や窒素酸化物が雨・雪・霧などに溶け込み、通常より強い酸性を示す現象です。生態系に悪影響を与えるほか、コンクリートを溶かしたり、金属に錆を発生させたりして、建物などに被害を与えます。

■ 光化学スモッグ

自動車や工場から出る有害物質が太陽の紫外線に反応して、光化学オキシダントという物質ができることで発生します。風のない暑い日に発生しやすく、のどが痛くなったり、目がチカチカしたりすることがあります。

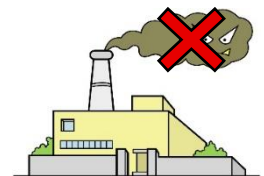
■ PM2.5

大気中に浮いている汚染物質で、直径が2.5マイクロメートル(2.5ミリの1000分の1)以下の粒子のことです。髪の毛の太さの30分の1しかなく、目に見えないほど小さいもので、吸い込むと肺の奥にまで入ってしまい、鼻や気管、肺などの病気を引き起こすことがあります。

主な大気汚染対策

■ 工場・施設

汚染物質を排出する工場や施設は、法律で排出基準を決めて規制しています。また、都道府県ごとにさらに厳しい排出基準として、上乘せ基準を条例で設けることができます。



■ 私たちにできること

私たちが生活の中で利用する自動車からも、大気汚染物質が排出されています。自動車を購入する際は電気自動車やハイブリッド車を選ぶ、運転の際はアイドリングストップなどのエコドライブに取り組むなど、工夫をしてみましょう。



環境基準

大気汚染を改善するために、日本では環境基準を定め、有毒ガスの排出規制を行っています。環境基準とは、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで、維持されることが望ましい汚染物質の濃度のことです。大気汚染物質ごとの環境基準を【表3-1】に示します。

【表3-1】大気汚染物質に係る環境基準

物質	主な発生源	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	石油や石炭などの化石燃料が燃える際に発生する	1時間値の1日平均値が0.04ppm※1以下で、かつ1時間値が0.1ppm以下	溶液導電率法または紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	燃料の不完全燃焼により発生するもの	1時間値の1日平均値が10ppm以下で、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	非分散型赤外分析法を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	工場などの煙から出るばいじんや、土ほこりなどによる粒子状物質の中でも、粒径10マイクロメートル以下のもの	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ ※2、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	ろ過捕集による重量濃度測定方法または、この方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法もしくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	自動車、工場から排出される一酸化窒素が大気中でオゾン等により酸化されたもの	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内または、それ以下	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法またはオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、紫外線により化学反応を起こすことで発生する	1時間値が0.06ppm以下	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法もしくは電量法、紫外線吸収法またはエチレンを用いる化学発光法
微小粒子状物質 (PM2.5)	浮遊粒子状物質のうちで、さらに小さい粒径2.5マイクロメートル以下のもの	1年平均値が15μg/m ³ ※3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下	ろ過捕集による質量濃度測定法またはこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が認められる自動測定機による方法

※1 ppm(パート・パー・ミリオン)100万分のいくらか割合を表す単位です。

※2 mg/m³(ミリグラム・パー・立方メートル)1立方メートルあたりに含まれる物質重量をmgで表す単位です。

※3 μg/m³(マイクログラム・パー・立方メートル)

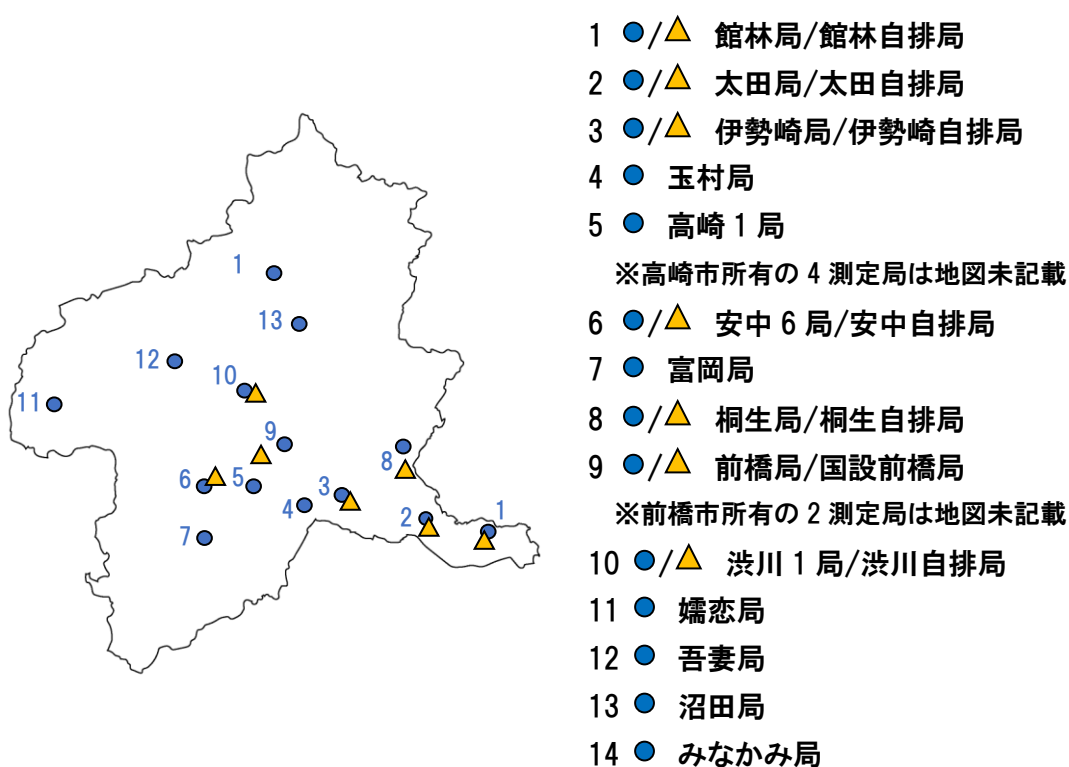
大気1立方メートルあたりに含まれるPM2.5の重量で濃度を示す単位です。

館林市の大気

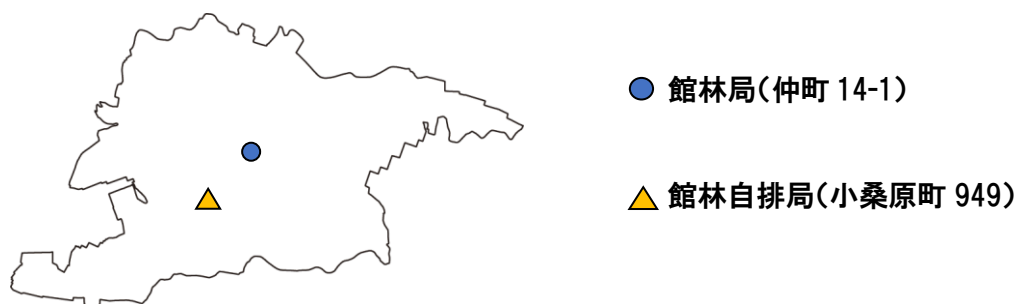
大気汚染の状況を把握し、適切な対策を推進するために、大気の監視測定を行っています。群馬県では、10市3町1村に22の測定所（前橋市2局、高崎市4局を含む）を設置し、一般大気環境の常時監視測定を実施しています。また、自動車排出ガスについても県内6市8測定局（環境省1局、高崎市1局を含む）を設置し、常時監視をしています。

本市では、一般環境大気測定局と自動車排出ガス測定局があります。一般環境大気測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等が測定されています。自動車排出ガス測定局では、窒素酸化物、一酸化炭素、非メタン炭化水素等が測定されています。

【群馬県 一般環境大気測定局/自動車排出ガス測定局】




【館林市 一般環境大気測定局/自動車排出ガス測定局】



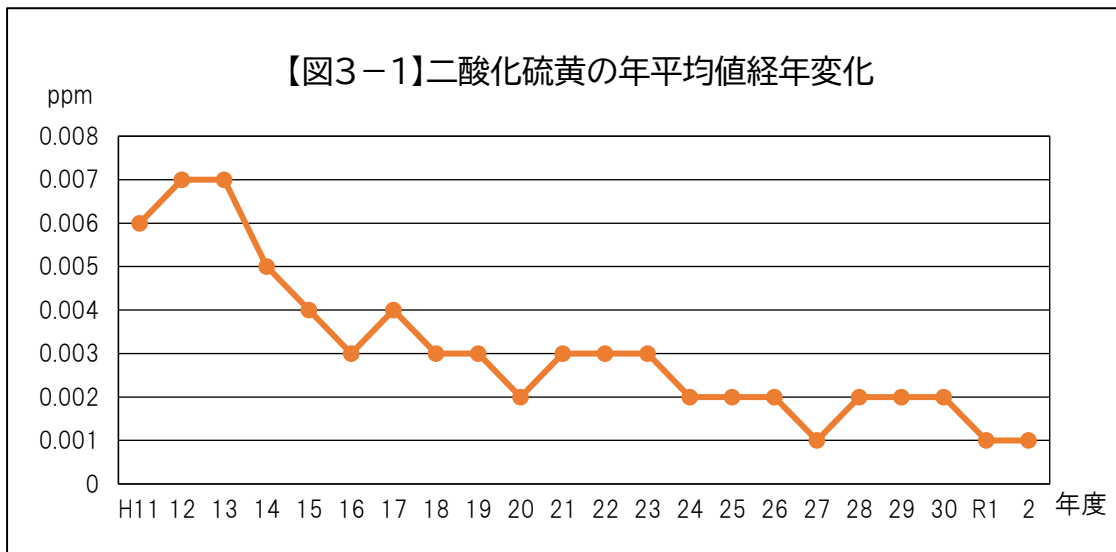
(1)一般大気監視局による測定結果(群馬県大気汚染常時監視測定結果)

①二酸化硫黄


年平均値 (ppm)	日平均値の2% 除外値※(ppm)	環境基準値超過状況		環境基準達成 
		1時間値が0.1ppmを 超えた時間	日平均値が0.04ppm を超えた日数	
0.001	0.002	0	0	

資料：群馬県森林環境部環境保全課

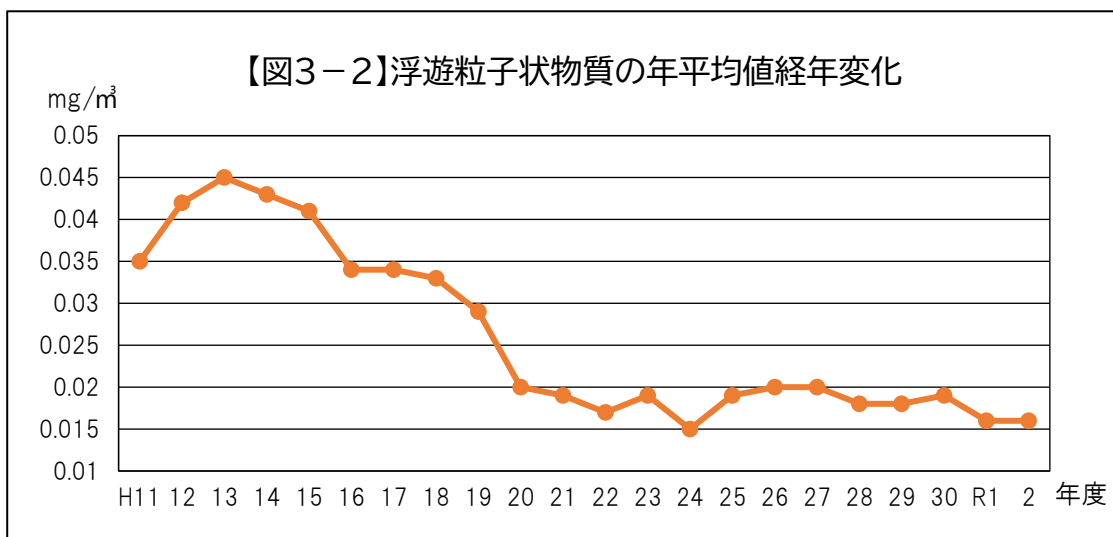
※ 日平均値の2%除外値：年間にわたる日平均値について、測定値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値をいいます。




②浮遊粒子物質

年平均値 (mg/m ³)	日平均値の2% 除外値(mg/m ³)	環境基準値超過状況		環境基準達成 
		1時間値が0.2mg/m ³ を超えた時間	日平均値が0.1mg/m ³ を超えた日数	
0.016	0.040	0	0	

資料：群馬県森林環境部環境保全課

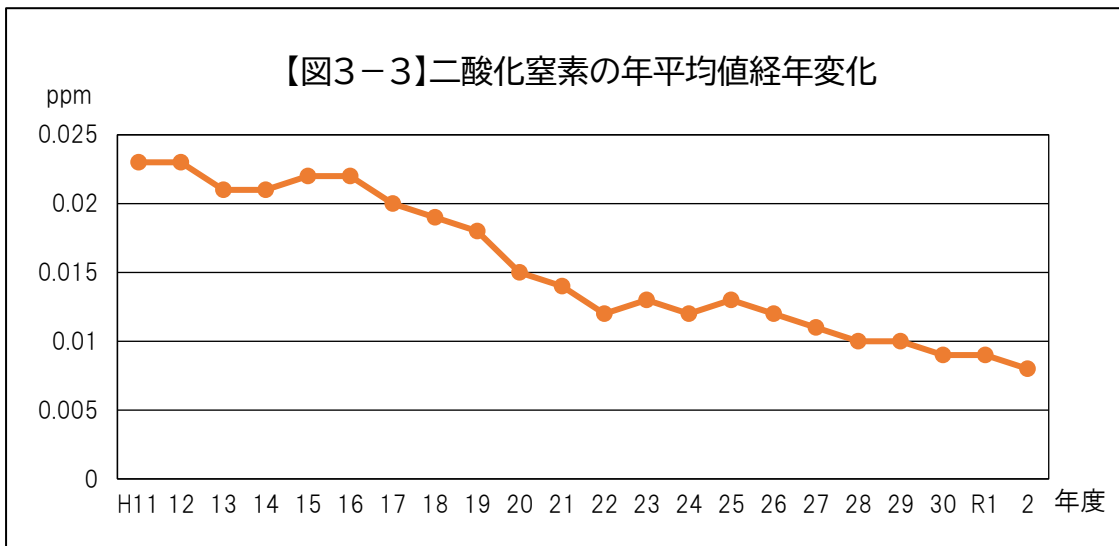


③二酸化窒素


年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値※(ppm)	環境基準値超過状況		環境基準達成 
		日平均値が 0.04～ 0.06ppm の日数	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	
0.008	0.020	0	0	

資料：群馬県森林環境部環境保全課

※ 日平均値の年間98%値：年間における日平均値のうち、低い方から98%に相当するものをいいます。

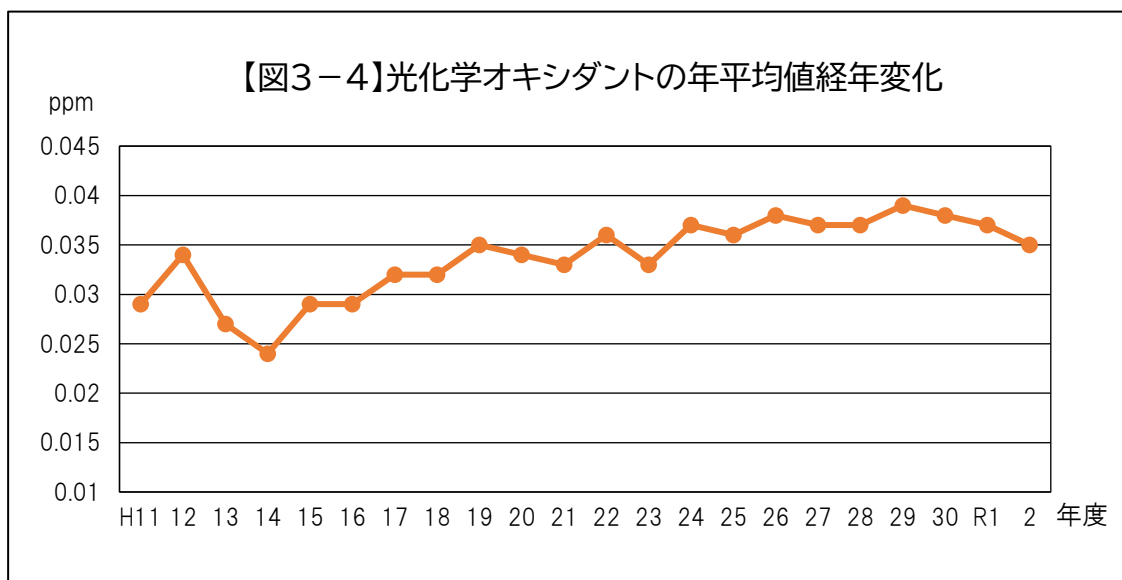


④光化学オキシダント

昼間の1 時間値の 年平均値 (ppm)	昼間の1時間値の 最高値※(ppm)	環境基準値超過状況	昼間の1時間値が 0.12ppm以上の 日数/時間数	環境基準未達成 
		昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた 日数/時間数		
0.035	0.137	96日/478時間	2日/3時間	

※ 昼間の1時間値の環境基準は0.06ppmです。

資料：群馬県森林環境部環境保全課



光化学オキシダントの濃度が高くなると・・・

光化学オキシダント濃度が高くなると、白く「もや」がかかる光化学スモッグが発生します。この光化学スモッグは、日差しが強く気温が高めで、風の弱い日に発生しやすく、目がチカチカしたり、のどが痛くなったり、私たちの体に悪影響を及ぼします。


群馬県では、光化学オキシダント濃度が一定の基準より高くなった場合、測定値に応じて光化学オキシダント注意報・警報・重大緊急報を発令します。また、注意報等の発令時には、光化学オキシダントの原因物質を多量に排出する事業者へ、排出量削減の協力要請を行います。

〈光化学オキシダント注意報等が発令された場合の注意報〉

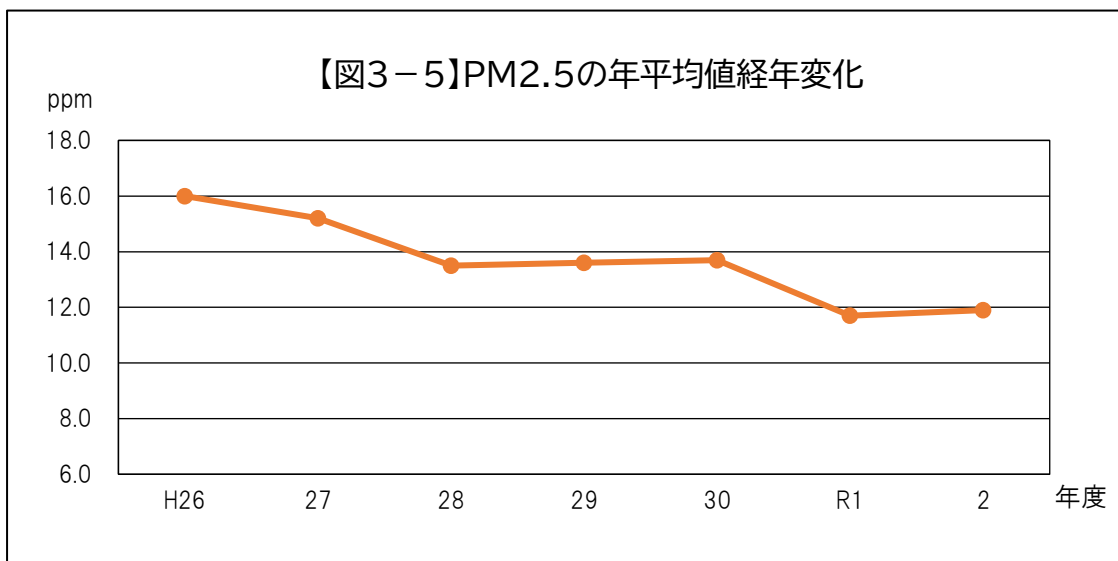
- 屋外での運動は避け、屋内にする
- 目やのどに刺激を感じたら、目を洗い、うがいをする
- 症状が深刻なとき、数時間で回復しないときは医療機関へ

なお、群馬県内で注意報等が発令された場合には、「群馬県大気汚染情報」および Twitter の群馬県防災アカウントにてお知らせをしています。

⑤PM2.5


年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	日平均値の 98% 値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	環境基準超過状況	環境基準達成 
		日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	
11.9	31.7	0	

資料：群馬県森林環境部環境保全課

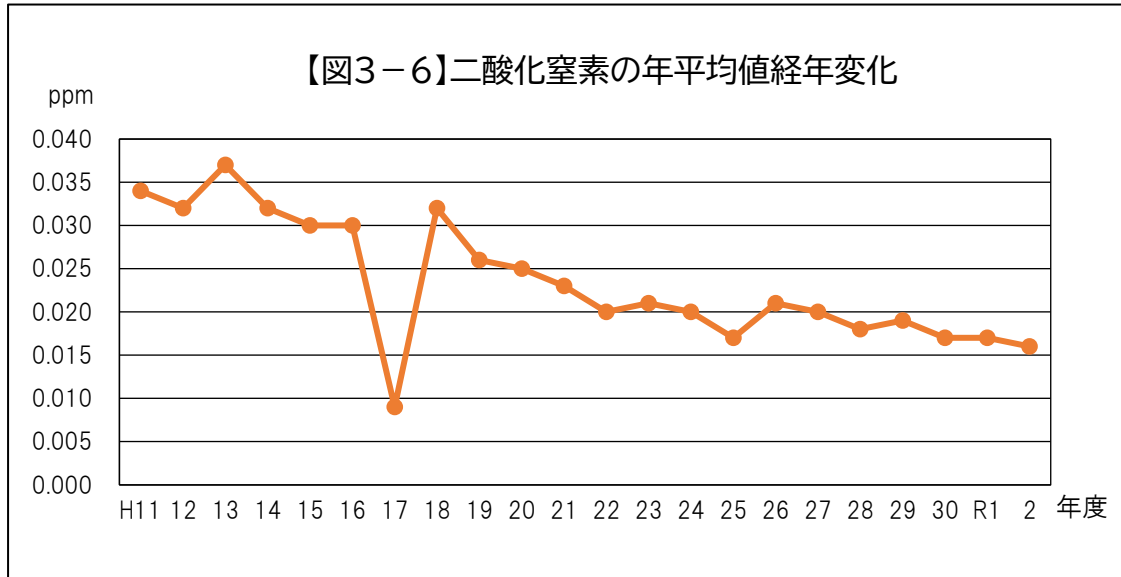


(2)自動車排出ガス測定結果(群馬県大気汚染常時監視測定結果)


①二酸化窒素

年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値※(ppm)	環境基準値超過状況		環境基準達成 
		日平均値が 0.04~ 0.06ppm の日数	日平均値が 0.06ppm を超えた日数	
0.016	0.033	1	0	

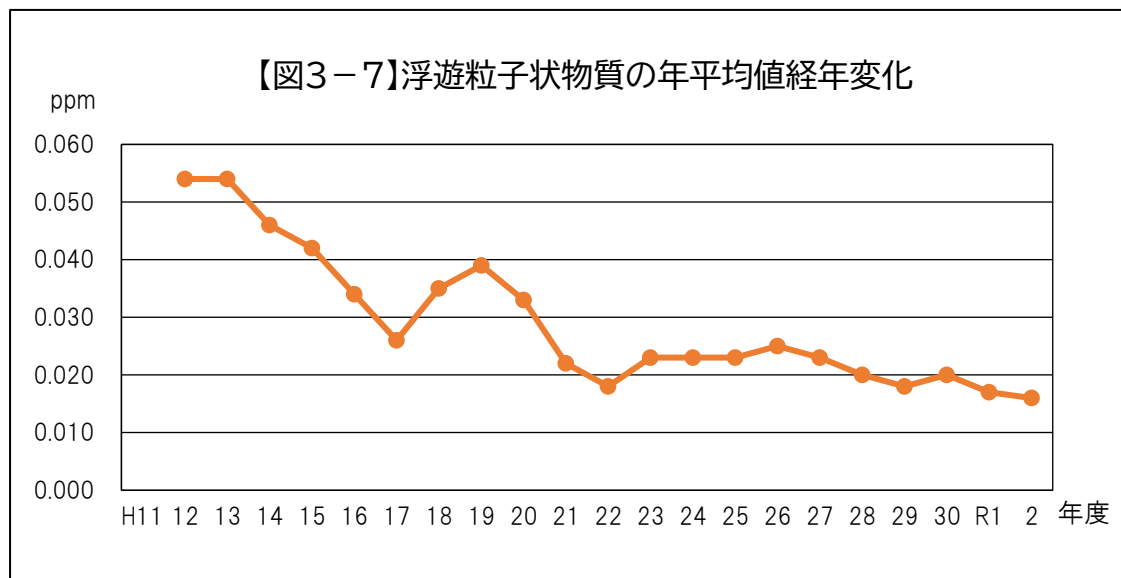
資料：群馬県森林環境部環境保全課




②浮遊粒子状物質

年平均値 (mg/m^3)	日平均値の 2% 除外値(mg/m^3)	環境基準値超過状況		環境基準達成 
		1時間値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間	日平均値が $0.1\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数	
0.016	0.041	0	0	

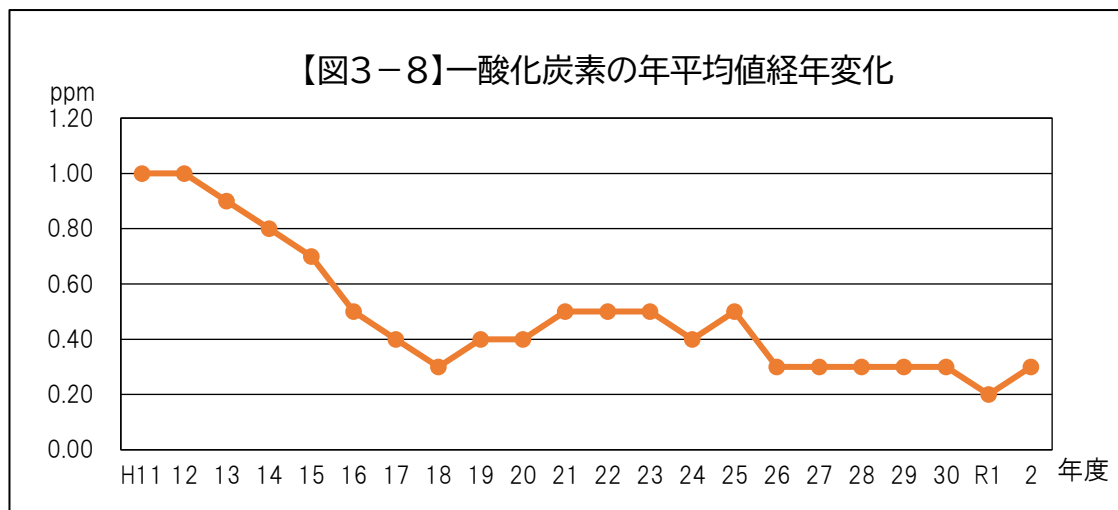
資料：群馬県森林環境部環境保全課



③一酸化炭素


年平均値 (ppm)	日平均値の2% 除外値(ppm)	環境基準値超過状況		環境基準達成 
		8時間平均値が20ppmを超えた回数	日平均値が10ppmを超えた日数	
0.3	0.6	0	0	

資料：群馬県森林環境部環境保全課



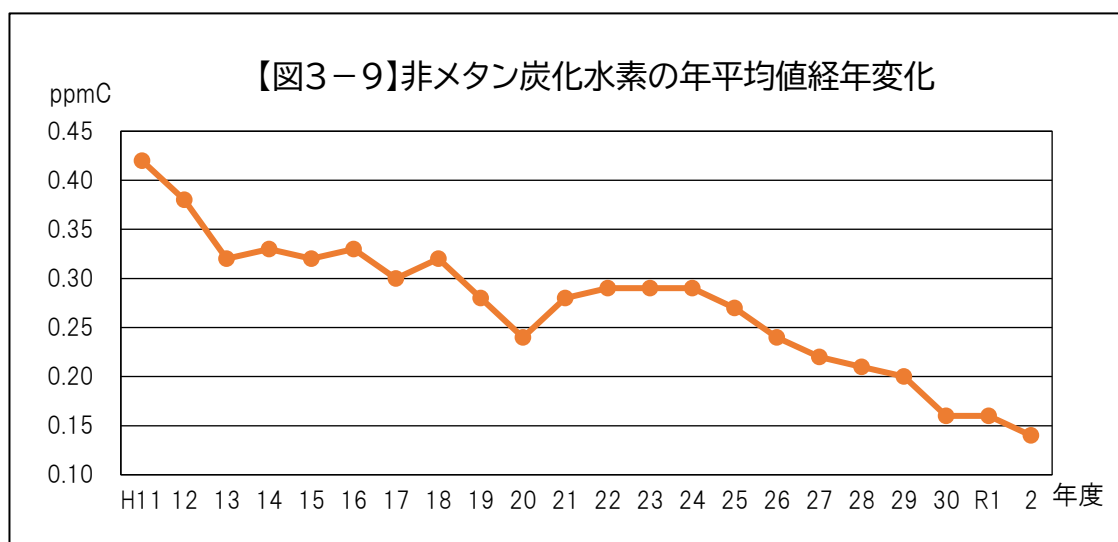
⑤非メタン炭化水素

光化学オキシダントの原因となる炭化水素類は、光化学反応性の低いメタンを除いた非メタン炭化水素で、排出抑制のため光化学オキシダントの環境基準に対応する指針を定めています。

年平均値 (ppmC)	6～9時の3時間平均値※				指針の 範囲以下 
	年平均値 (ppmC)	最高値/最低値 (ppmC)	0.20ppmCを超えた 日数と割合	0.31ppmCを超えた 日数と割合	
0.14	0.15	0.45/0.05	73/20.0	13/3.6	

資料：群馬県森林環境部環境保全課

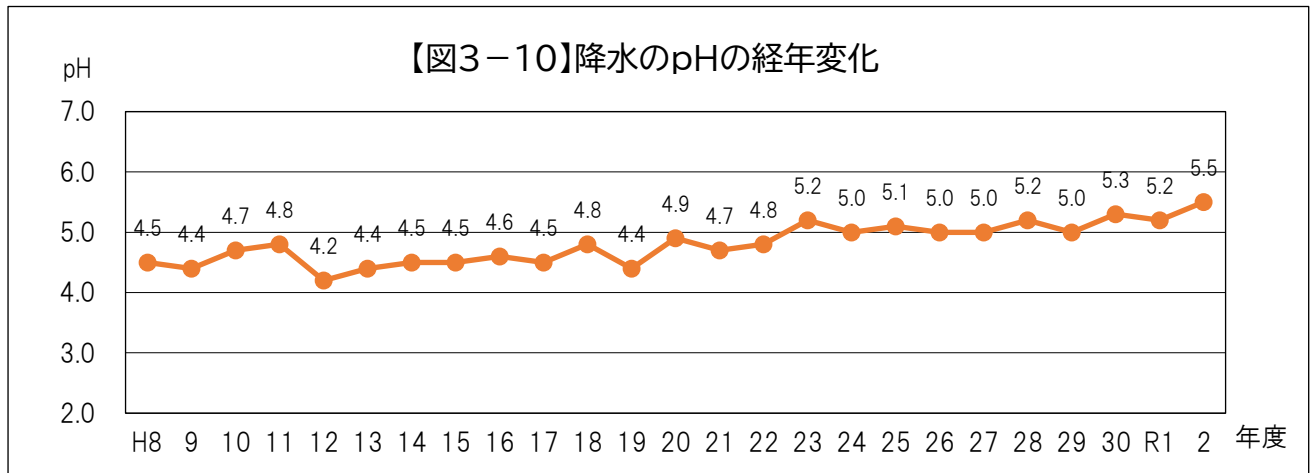
※ 光化学オキシダントの環境基準である、1時間値に対応する非メタン炭化水素濃度として、午前6時～9時までの平均値が0.20～0.31ppmCの範囲以下という指針が設けられています。



(3)群馬県の酸性雨の状況

工場や自動車などから排出される硫黄酸化物や窒素酸化物などが雨に溶け込むことで、通常よりも強い酸性を示すものです。酸性、アルカリ性の度合いの指標としてpH（ピーエッチまたはパーハ－）が使われますが、**数値が低くなるほど酸性度が高くなります**。大気中の二酸化炭素が十分溶け込んだ場合5.6pHであるため、これが酸性雨のひとつの目安となります。

群馬県の酸性雨の状況は、長期的に見ると**改善傾向**にあります。



資料：群馬県「環境白書」

空間放射線量の測定

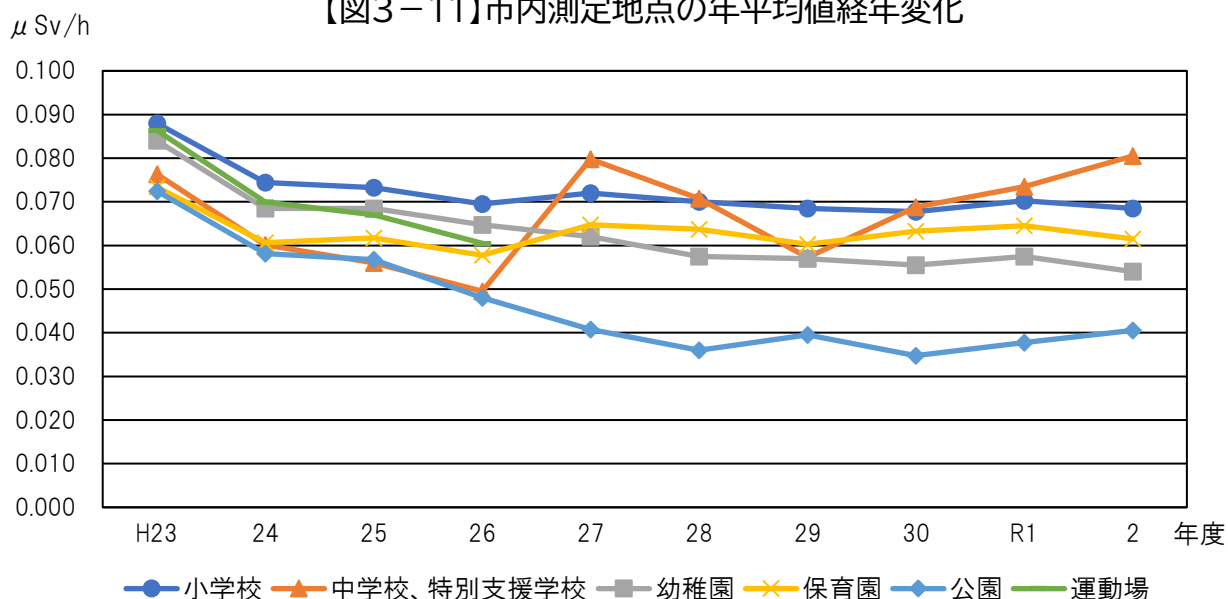
平成23年3月の東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故によって、群馬県内でも放射性物質の飛来が確認されました。そのため市では、市民の安全の確保と不安を払拭するために、平成23年6月から空間放射線量の測定を行っています。測定地点は教育施設や保育施設、公園など子どもが長時間過ごすような市内公共施設14施設を選定しています。また測定は、年に4回（5月・8月・11月・2月）行っていたが、令和2年度より年2回（5月・11月）行うこととしています。令和2年度の測定結果を【表3-2】に示します。また、市内測定地点（14地点）の年平均値の経年変化を【図3-11】に示します。

空間放射線量の数値の基準として、 $0.23\mu\text{Sv}/\text{h}$ 以下であれば健康へ影響を及ぼすレベルではないとされていますので、**市の空間放射線量は健康に問題の無い範囲で推移**しているといえます。

【表3-2】令和2年度測定結果

No	測定地点	5月	11月	No	測定地点	5月	11月
1	第一小学校	0.082	0.079	8	県立館林特別支援学校	0.081	0.080
2	第三小学校	0.085	0.075	9	南幼稚園	0.045	0.055
3	第四小学校	0.085	0.079	10	杉並幼稚園	0.055	0.057
4	第五小学校	0.059	0.056	11	西幼稚園	0.052	0.059
5	第八小学校	0.076	0.066	12	多々良保育園	0.073	0.075
6	第九小学校	0.062	0.059	13	青柳保育園	0.045	0.052
7	美園小学校	0.050	0.050	14	つつじが岡公園	0.039	0.042

【図3-11】市内測定地点の年平均値経年変化



まとめ

チェックポイント

- ✓ 大気汚染は、自然環境やそこに住む生きもの、私たち人間の身体にも悪影響を及ぼす
- ✓ 大気汚染防止のために環境基準を定めて、大気汚染物質の排出抑制を行っている
- ✓ 本市の大気汚染物質はほとんどが環境基準を達成しているが、**光化学オキシダントのみ未達成**となっている
- ✓ 自動車排出ガスは減少傾向にある
- ✓ 空間放射線量は問題の無い数値の範囲で推移している

大気汚染の主な原因は、工場などが生産活動を行う際に排出される場合と、自動車の使用によって排出される場合があります。自然現象によって発生する大気汚染物質もありますが、ほとんどが私たちの活動によるものです。

光化学オキシダントの原因物質は、特に夏場は注意報等が発令されるほどの濃度になります。原因物質の発生源である塗装・印刷工程を含む工場などは、塗料が蒸発しないようにする必要があります。

また、自動車排出ガスは減少傾向にあります。引き続きエコドライブなど、できることから取り組んでいきましょう。

4

館林市の水質

水質汚濁とは

水質汚濁とは、川や湖など、私たちの生活に関係する水の水質が有害物質により、悪化することをいいます。自然界では多少水質が悪化しても、自然の浄化作用によって改善されますが、浄化しきれないほど悪化してしまうと水質汚濁につながります。

水質汚濁が与える影響とその原因

■水質汚濁の影響

水質汚濁が深刻になってしまうと、魚や貝などは生きることができなくなってしまいます。また、景観の悪化や悪臭の原因など、私たちの生活にも影響を及ぼします。



■水質汚濁の原因は私たち？

私たちの日常生活の中で排出される生活排水や、工場から排出される有害物質を含んだ工場排水などが主な原因として挙げられます。工場排水は排出基準が設けられたことで規制されましたが、**生活排水は水質汚濁の5～7割を占めている**といわれています。そのため、水質汚濁は私たちに無関係な環境問題ではなく、生活と密接に関係している身近な環境問題です。

水質汚濁を防止するために国では、水質汚濁防止法の中で環境基準を定めています。この環境基準には**人の健康に関係し、全国の公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準」と、川・湖・海のそれぞれの類型に区分している「生活環境の保全に関する環境基準」**があります。

主な水質汚濁対策

■工場等の排水基準

水質汚濁防止法に定められた、排水を伴う特定施設を持つ工場や事業所は、排水基準を守る必要があります。この基準により、過度に悪化した排水が流れることがないよう規制しています。

■家庭における対策

生活排水対策は、台所、洗濯、風呂など、様々な場面で実践することができます。野菜くずや食用油を流さない、洗剤は使い過ぎないなど、身近なところから取り組むことができます。

また、下水道が整備されていない地域では、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換することで、**生活排水の汚れ(BOD)を約90%以上軽減**することができます。



環境基準

水質汚濁を防止するために、国では環境基準を定めています。人の健康に関する「人の健康の保護に関する環境基準」と、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準である「生活環境の保全に関する基準」が設けられています。

「人の健康の保護に関する環境基準」は日本全国の河川や湖沼などに、一律に適用されます。

「生活環境の保全に関する環境基準」は利用目的に応じて河川や湖沼など、個々の水域ごとに基準値が設定されます。

それぞれの環境基準で定められている物質の濃度を【表4-1】【表4-2】に示します。

【表4-1】人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値※1	項目	基準値※1
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと※2	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
ヒ素	0.01 mg/ℓ以下	チウラム	0.006 mg/ℓ以下
<small>そうすいぎん</small> 総水銀	0.0005 mg/ℓ以下	シマジン	0.003 mg/ℓ以下
アルキル水銀	検出されないこと※2	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
PCB	検出されないこと※2	ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 mg/ℓ以下
<small>しえんかたんそ</small> 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	<small>しょうさんせいちっそおよ あしょうさんせいちっそ</small> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	フッ素	0.8 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	ホウ素	1 mg/ℓ以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下		

※1 基準値は年間平均値です。ただし、全シアンに係る基準値については最高値です。

※2 該当する測定方法により測定した場合において、その結果が定量限界を下回ることです。

【表4-2】生活環境の保全に関する環境基準(河川)

①

項目 類型	利用目的の適応性	基準値※1					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素 量(DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級/自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/100ml 以下	
		8.5 以下					
A	水道2級/水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/100ml 以下	
		8.5 以下					
B	水道3級/水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/100ml 以下	渡良瀬川
		8.5 以下					
C	水産3級/工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上		矢場川・ 谷田川・ 鶴生田川
		8.5 以下					
D	工業用水2級/農業用水※2及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上		
		8.5 以下					
E	工業用水3級	6.0 以上	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/ℓ 以上		
	環境保全	8.5 以下					

※1 基準値は、日間平均値です。

※2 農業用利水点は、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/ℓ 以上です。

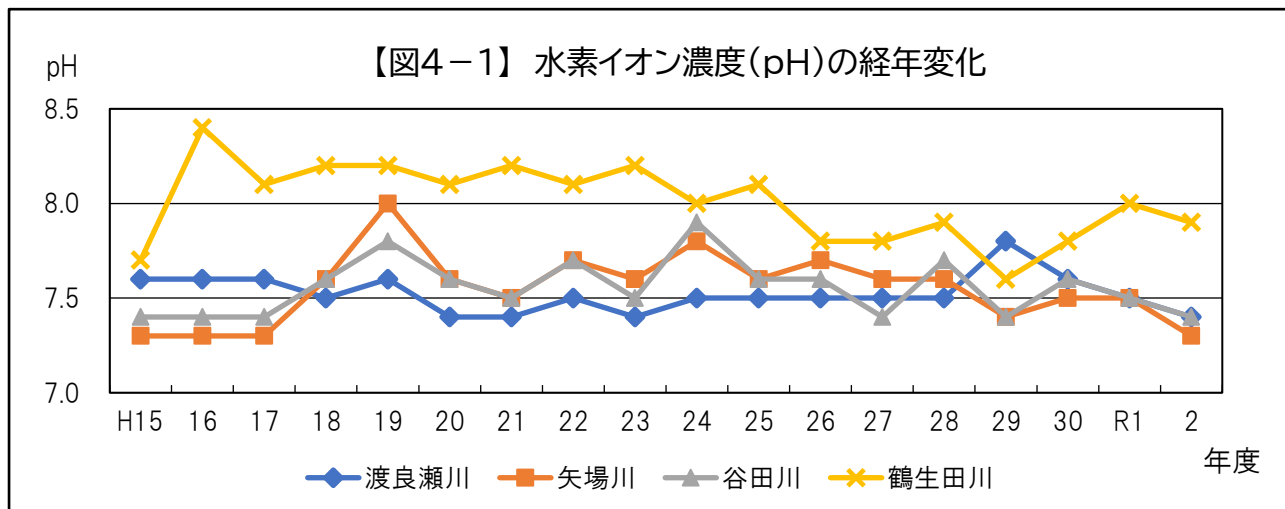
②

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値※			該当 水域
		全亜鉛	ノニル フェノール	LAS	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.001 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下	
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.0006 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下	渡良瀬川・ 谷田川・ 鶴生田川・ 矢場川
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/ℓ 以下	0.002 mg/ℓ 以下	0.04 mg/ℓ 以下	

館林市の河川の水質

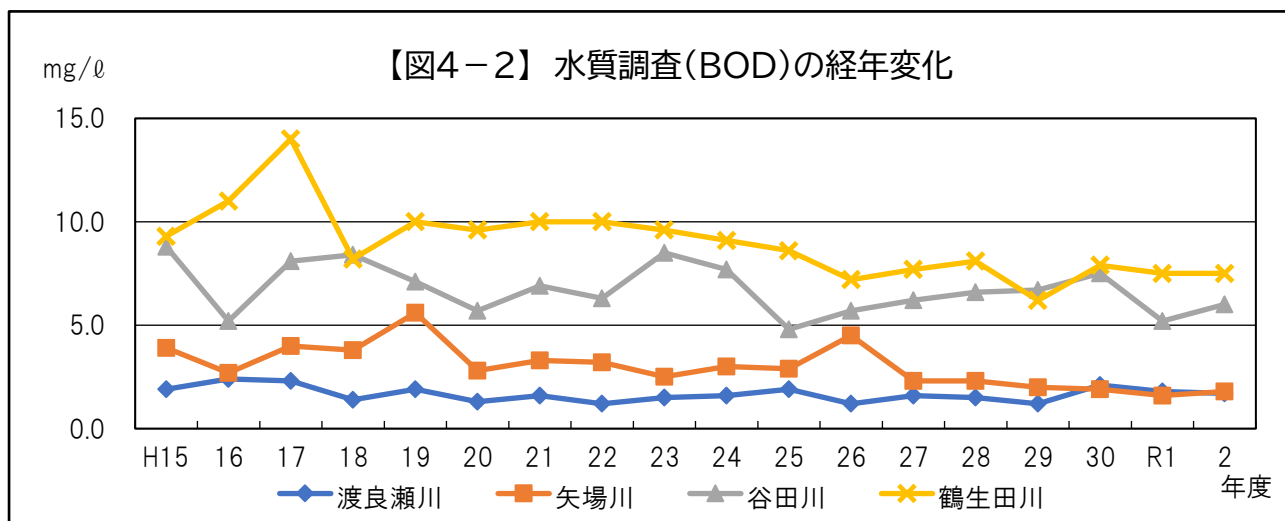
(1) 群馬県による水質調査

県による水質調査では、渡良瀬川・桐生川・矢場川・谷田川・鶴生田川について調査をしています。その中で、市内を流れる河川（桐生川を除く）の水質調査における、水質汚濁物質の経年変化を以下に示します。



全て環境基準達成○

資料：群馬県森林環境部環境保全課

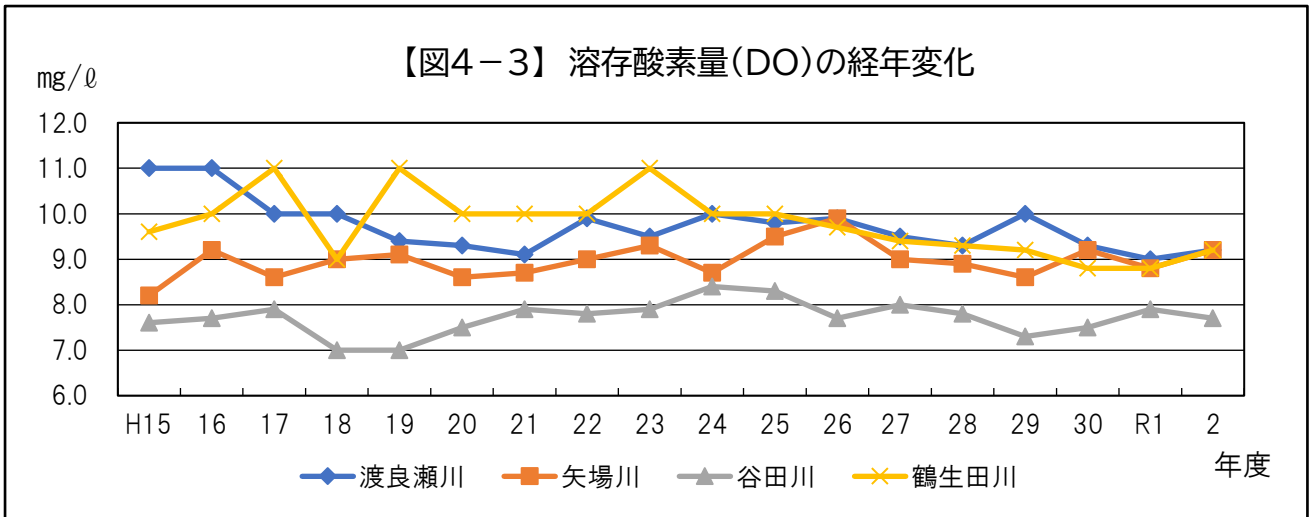


環境基準達成○ ・渡良瀬川 ・矢場川
環境基準未達成× ・谷田川(6.0mg/ℓ) ・鶴生田川(7.5mg/ℓ)

資料：群馬県森林環境部環境保全課

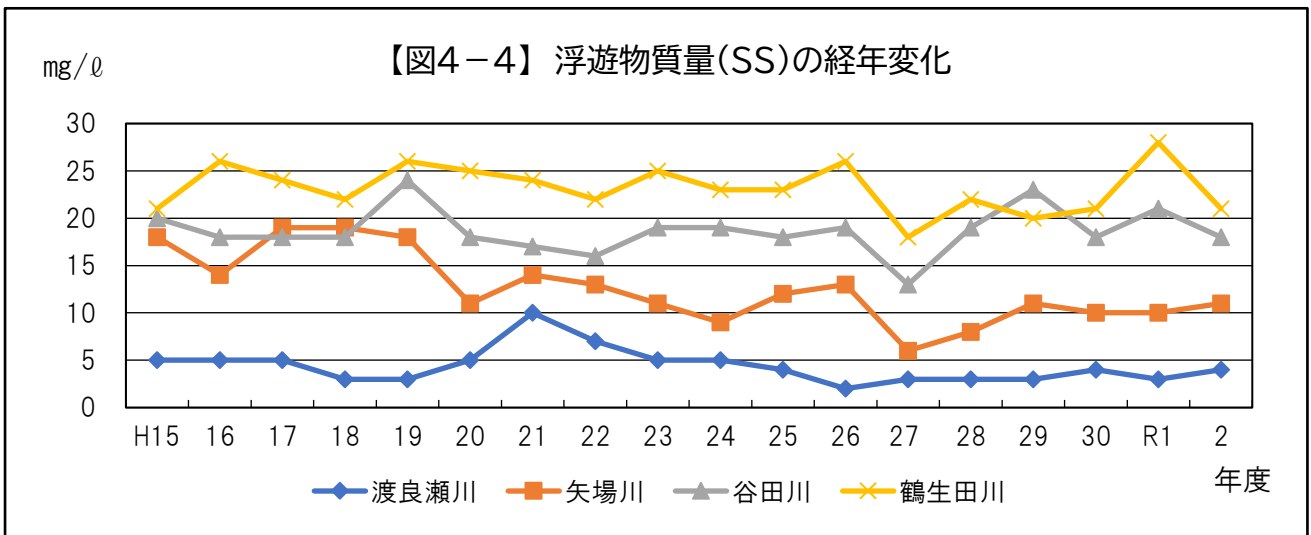
BOD(生物化学的酸素要求量)とは？

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるとき消費される酸素量のこと、河川の有機汚物を図る代表的な指標です。汚れている川は、水中に含まれる有機物が多いことから、微生物も多く存在するので、必要な酸素の量も多くなるため、数値は高くなります。一方、きれいな川は水中に含まれる有機物の量は少ないので、微生物も少なく、必要な酸素量は少なくて済みます。つまり、**BOD 値が大きくなるほど汚れがひどく、水が腐りやすい(ドブ川になりやすい)**ことを示します。



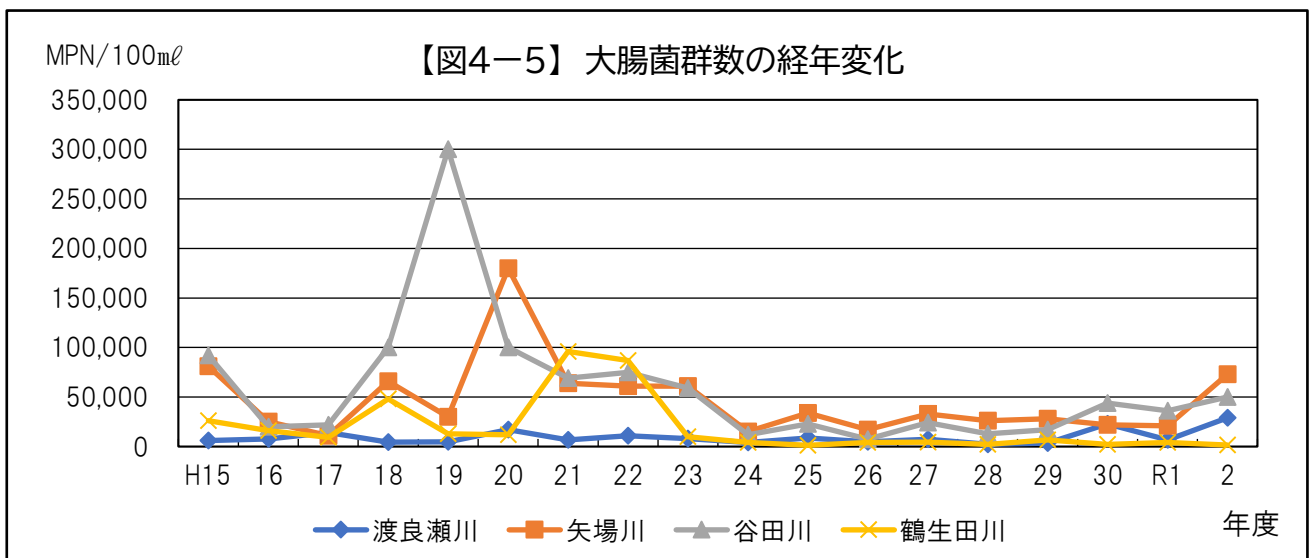
▶ **全て環境基準達成○**

資料：群馬県森林環境部環境保全課



▶ **全て環境基準達成○**

資料：群馬県森林環境部環境保全課



▶ **環境基準未達成×・渡良瀬川(29000MPN/100 ml)**

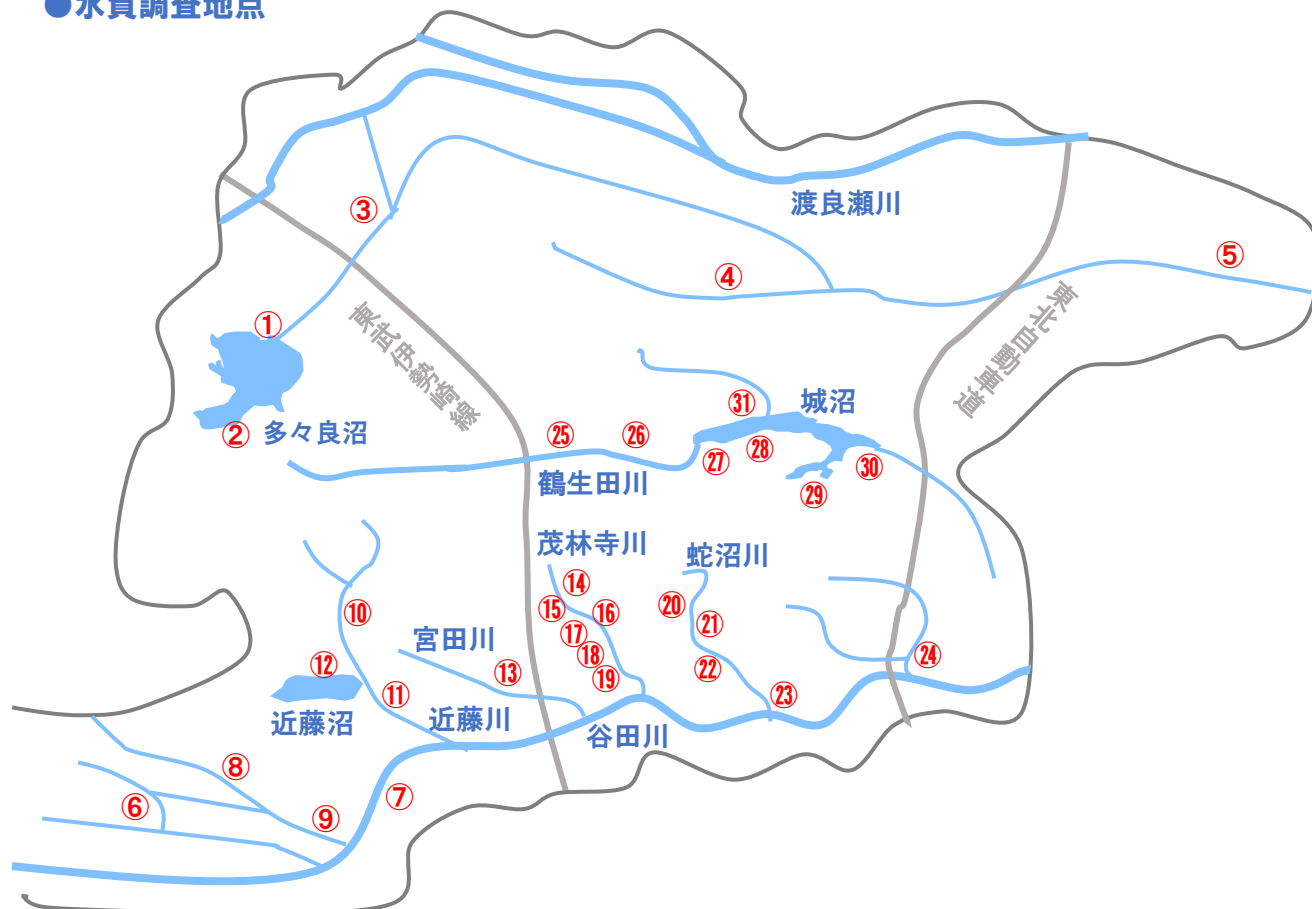
資料：群馬県森林環境部環境保全課

※環境基準が設けられているのは河川の類型Bの渡良瀬川のみ

(2)館林市による水質調査

市では、水質浄化対策のため、市内の公共用水域のうち、31 地点について水質調査を行っています。調査結果を【表4-4】に示します。

●水質調査地点



No	測定地点	測定月	No	測定地点	測定月
1	多々良川多々良橋	5・8・11・2	17	茂林寺湿原流入口	8・2
2	多々良沼揚水機場取水口	5・8・11・2	18	茂林寺川茂林寺沼橋	5・8・11・2
3	多々良川木戸堰	8・2	19	茂林寺湿原流出口	8・2
4	仲伊谷田承水構大郷橋	8・2	20	蛇沼湿原蛇沼川流入口	8・2
5	仲伊谷田承水構渋井橋	8・2	21	蛇沼湿原水路流入口	8・2
6	鞍掛幹線羽沼橋	8・2	22	蛇沼湿原流出口	8・2
7	谷田川谷田川橋	5・8・11・2	23	蛇沼川谷田川流出口	8・2
8	新堀川近藤沼取水口	5・8・11・2	24	子ノ神幹線終点	8・2
9	新堀川前田川橋	5・8・11・2	25	鶴生田川坂下線	5・8・11・2
10	近藤川近藤橋	8・2	26	鶴生田川五号橋	5・8・11・2
11	近藤川新橋	5・8・11・2	27	鶴生田川尾曳橋	5・8・11・2
12	近藤川近藤沼流出口	5・8・11・2	28	鶴生田川城沼中央部	5・8・11・2
13	宮田川前谷一号橋	8・2	29	鶴生田川柳橋	5・8・11・2
14	茂林寺川美園橋	8・2	30	鶴生田川洗堰橋	5・8・11・2
15	茂林寺川たぬき橋	8・2	31	加法師川当郷橋	5・8・11・2
16	茂林寺川五号橋	8・2			

【表4-3】公共用水調査結果一覧

No.	水域名 (地点名)	採水		一般項目			生活環境項目										その他		要測定指標	
		年月日	時刻	天候	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ニルフェノール (mg/L)	LAS	クロロフィルa (μg/L)	大腸菌数 (個/100ml)	透視度 (cm)	
1	多々良川 多々良橋	R2.5.22	8:50	雲	17.5	18.4	7.6	6.7	5.2		14.0	1.20	0.12	0.004			62	15	33	
		R2.8.25	9:15	晴	31.5	28.8	7.5	10.0	2.7		6.8	0.65	0.063	0.002			52	9	32	
		R2.11.17	8:55	晴	16.4	12.6	7.6	7.0	2.4		16.0	2.40	0.081	0.003			97	120	27	
		R3.2.19	9:56	曇	8.3	6.0	9.6	15.0	6.4		42.0	2.50	0.33	0.01			480	11	7	
75%値								5.2												
2	多々良沼 多々良揚水機場取水口	R2.5.22	9:06	雲	17.9	18.4	8.0	8.7	4.4	6.9	12.0	1.1	0.086	0.005			66	11	32	
		R2.8.25	9:40	晴	29.5	28.5	7.6	10.0	3.0	5.5	7.2	0.60	0.059	0.002			56	5	36	
		R2.11.17	9:25	晴	14.9	13.0	9.0	14.0	5.8	8.2	27.0	2.3	0.14	0.004			91	12	20	
		R3.2.19	10:13	晴	7.8	4.7	8.2	13.0	6.5	24.5	60.0	2.2	0.28	0.019			32	36	7	
75%値								5.8	8.2											
3	多々良川 木戸堰	R2.8.25	8:55	晴	30.4	28.8	7.5	8.5	2.3		10	0.72	0.064	0.003				12	33	
		R3.2.19	9:37	曇	7.6	3.1	9.3	13.0	7.1		58.0	2.3	0.32	0.014				49	7	
4	仲伊谷田承水溝 大郷橋	R2.8.25	10:02	晴	30.7	27.8	7.3	5.8	1.0		3.6	0.76	0.33	0.003				160	50<	
		R3.2.19	9:07	晴	7.4	15.6	8.0	7.4	1.9		5.8	1.2	1.3	0.009				350	50<	
5	仲伊谷田承水溝 渋井橋	R2.8.25	8:09	晴	27.6	26.9	7.2	6.4	1.3		4.4	1.2	0.24	0.005				95	50<	
		R3.2.19	8:41	晴	6.8	9.5	8.0	10.0	2.0		6.7	2.9	1.2	0.007				700	50<	
6	鞍掛幹線 羽沼橋	R2.8.25	10:00	晴	32.9	26.9	7.2	6.4	0.7		1.8	1.6	0.1	0.004				190	50<	
		R3.2.19	11:22	晴	10.9	10.5	7.6	9.1	1.8		4.7	5.8	0.74	0.022				1<	50<	
7	谷田川 谷田川橋	R2.5.22	9:31	雲	19.5	17.8	7.4	7.7	4.5		9.7	3.5	0.6	0.014				1100	47	
		R2.8.25	10:45	晴	30.7	27.9	7.4	7.0	1.0		11.0	1.9	0.26	0.007				1200	48	
		R2.11.17	9:50	晴	17.4	16.9	7.6	7.0	4.5		37	5.7	1.3	0.016				200	15	
		R3.2.19	11:53	晴	12.2	11.5	7.6	9.1	4.7		19.0	5.1	1.2	0.020				190	23	
75%値								4.7												
8	新堀川 近藤沼取水口	R2.5.22	9:48	雲	20.9	17.0	7.2	7.3	5.1		12	2.6	0.19	0.011				240	45	
		R2.8.25	10:17	晴	32.3	28.2	7.2	7.3	1.2		3.9	0.91	0.08	0.003				40	50<	
		R2.11.17	10:08	晴	18.5	13.3	7.4	7.5	1.0		2.6	4.4	0.19	0.007				170	50<	
		R3.2.19	11:08	晴	10.8	7.2	7.3	9.5	2.2		3.5	4.8	0.27	0.014				390	50<	
75%値								2.2												
9	新堀川 前田川橋	R2.5.22	9:57	雲	18.1	16.9	7.2	7.5	4.6		12	2.7	0.18	0.013				140	50<	
		R2.8.25	10:30	晴	28.1	29.0	7.5	11.0	0.9		1.3	0.68	0.079	0.002				36	50<	
		R2.11.17	10:25	晴	19.3	13.1	7.7	9.7	1.2		2.7	4.3	0.14	0.007				260	50<	
		R3.2.19	11:26	晴	9.1	7.0	7.4	9.1	2.0		3.1	4.7	0.22	0.012				350	50<	
75%値								2.0												
10	近藤川 近藤橋	R2.8.25	11:40	晴	32.1	27.0	7.3	4.3	0.8		5.5	2.6	0.21	0.008				90	50<	
		R3.2.19	10:34	晴	10.3	8.6	7.3	10.0	1.7		7.6	3.3	0.21	0.016				380	50<	
11	近藤川 新橋	R2.5.22	10:14	雲	19.8	18.8	7.2	5.2	3.9		25	3.6	0.77	0.086				150	32	
		R2.8.25	11:05	晴	33.9	29.3	7.3	6.4	0.9		9.7	1.1	0.16	0.016				5000	49	
		R2.11.17	10:41	晴	18.6	16.5	7.2	4.7	3.0		8.1	5.4	0.54	0.054				300	50<	
		R3.2.19	10:46	晴	10.3	10.5	7.2	7.7	7.1		9.9	2	0.43	0.083				20	50<	
75%値								3.9												
12	近藤川 近藤沼流出口	R2.5.22	10:33	雲	18.3	20.0	8.0	5.8	1.9	5.8	5.7	0.69	0.046	0.002			17	25	50<	
		R2.8.25	11:20	晴	31.1	31.7	7.5	8.1	1.0	4.5	4.8	0.93	0.021	0.001			14	5	50<	
		R2.11.17	10:58	晴	18.4	14.5	7.7	8.1	0.8	4.2	9.4	1.5	0.045	0.002			26	4	42	
		R3.2.20	15:59	晴	7.2	7.5	8.8	13.0	2.4	4.5	10	2.1	0.041	0.002			26	4	45	
75%値								1.9	4.5											
13	宮田川 前谷一号橋	R2.8.25	12:03	晴	34.3	29.8	7.3	6.4	0.6		6.8	2.7	0.17	0.007				1500	50<	
		R3.2.20	13:45	晴	13.2	11.5	7.3	4.8	3.4		3.2	5.6	0.33	0.013				1100	50<	
14	茂林寺川 美園橋	R2.8.25	12:20	晴	32.4	29.0	7.3	2.3	1.8		13	4.6	0.23	0.013				3600	38	
		R3.2.21	13:02	晴	13.6	11.9	7.1	5.8	2.9		2.3	4	0.17	0.025				420	29	
15	茂林寺川 たぬき橋	R2.8.25	12:45	晴	33.2	27.9	7.4	3.3	1.4		17.0	3.2	0.19	0.035				150	50<	
		R3.2.21	13:17	晴	13.2	11.3	7.3	6.1	5.3		1.6	4	0.33	0.016				900	50<	
16	茂林寺川 五号橋	R2.8.25	13:25	晴	35.5	27.5	7.4	2.7	1.4		6.9	2.8	0.17	0.014				340	50<	
		R3.2.20	9:55	晴	6.8	7.2	7.3	7.4	4.3		2.2	4	0.11	0.01				360	50<	

備考1 BOD、CODの年間評価（4回以上測定）は75%値による。

2 BODの環境基準値（類型C）は5mg/L以下。

No.	水域名 (地点名)	採水 年月日	一般項目				生活環境項目										その他 クロロフィルa (μg/L)	要測定指標		
			時刻	天候	気温 (°C)	水温 (°C)	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	全亜鉛 (mg/L)	ノニルフェノール (mg/L)	LAS		大腸菌数 (個/100ml)	透視度 (cm)	
17	茂林寺湿原 流入口	R2.8.25	14:12	晴	36.5	29.0	7.2	3.0	<0.5		9.6	3.7	0.14	0.013				21000	43	
		R3.2.21	10:53	晴	8.0	7.4	7.1	3.8	6.4		9.4	4.6	0.21	0.026				8500	50<	
18	茂林寺川 茂林寺沼橋	R2.5.22	11:03	雲	18.8	16.2	6.9	4.2	1.3	4.0	5.4	1	0.098	0.005				260	50<	
		R2.8.25	13:50	晴	35.0	27.0	7.1	1.8	2.2	21.0	62	1.4	0.8	0.047				60	18	
		R2.11.17	11:40	晴	19.5	16.9	7.0	3.2	0.6	4.0	3.4	0.89	0.004					420	50<	
		R3.2.20	9:41	晴	4.7	2.5	7.0	7.3	1.0	4.0	14.0	0.76	0.16	0.011				63	50<	
								75%値	2.2	4.0										
19	茂林寺湿原 流出口	R2.8.25	14:35	晴	32.1	32.7	7.8	7.1	2.0		11.0	0.73	0.067	0.002				10	29	
		R3.2.21	10:33	晴	6.4	6.0	8.0	10.0	6.3		10.0	0.87	0.077	0.001				25	43	
20	蛇沼湿原 蛇沼川流入口	R2.8.25	16:01	晴	29.8	27.0	7.5	7.0	2.2		5	5.5	0.45	0.008				120	50<	
		R3.2.20	12:52	晴	6.9	5.8	7.8	11.0	3.0		3.1	7.2	1	0.02				2200	50<	
21	蛇沼湿原 水路流入口	R2.8.25	15:46	晴	26.5	23.8	7.6	7.0	1.4		21	4.4	0.15	0.01				240	50<	
		R3.2.20	12:41	晴	8.3	6.0	7.4	9.3	1.5		1	7.3	0.064	0.01				340	50<	
22	蛇沼湿原 流出口	R2.8.25	15:35	晴	32.4	30.4	7.5	12.0	6.7		17	2.2	0.14	0.036				190	50<	
		R3.2.20	12:24	晴	8.1	10.0	7.7	10.0	2.8		5.6	2.6	0.1	0.012				21	50<	
23	蛇沼川 谷田川流出口	R2.8.25	14:24	晴	33.5	31.6	7.5	16.0	2.0		23	1.2	0.16	0.004				44	32	
		R3.2.20	11:22	晴	6.7	0.3	7.7	11.0	2.4		11	3.4	0.21	0.011				300	50<	
24	子ノ神幹線 終点	R2.8.25	13:59	晴	31.9	25.6	7.3	7.0	1.0		9.3	5.5	0.16	0.011				1300	50<	
		R3.2.20	8:18	晴	6.5	5.7	7.2	7.5	3.4		10	6.6	0.24	0.012				1300	50<	
25	鶴生田川 坂下橋	R2.5.22	11:26	雲	22.0	19.0	7.5	8.4	5.2		4	1.8	0.21	0.010			530	280	31	
		R2.8.25	15:00	晴	33.6	29.9	7.5	7.8	1.6		11	1.4	0.16	0.011			23	700	37	
		R2.11.17	12:00	晴	19.7	15.8	7.8	8.7	4.4		24	3	0.27	0.008			130	4100	23	
		R3.2.20	15:31	晴	9.4	7.9	7.6	7.3	3.1		4.9	3.8	0.38	0.01			270	1100	9	
								75%値	4.4											
26	鶴生田川 五号橋	R2.5.22	11:47	雲	21.1	19.1	7.4	7.0	5.0		22	2.2	0.3	0.028			35	740	41	
		R2.8.25	11:08	晴	32.3	27.2	7.5	7.2	1.7		7.9	1.7	0.27	0.007			18	1200	50<	
		R2.11.17	12:30	晴	21.5	16.2	7.7	7.7	3.8		18	3.1	0.35	0.011			65	720	25	
		R3.2.20	15:07	晴	8.8	8.9	7.3	2.8	3.4		7.8	4.2	0.49	0.014			330	1900	11	
								75%値	3.8											
27	鶴生田川 尾曳橋	R2.5.22	12:00	雲	21.1	20.3	7.4	6.8	2.8	7.2	11	3.0	0.27	0.006			30	190	42	
		R2.8.25	11:28	晴	29.0	29.5	8.0	14.0	15.0	13.0	21	2.0	0.31	0.006			280	140	21	
		R2.11.17	13:10	晴	22.9	16.0	7.8	8.3	6.4	10.0	18	2.5	0.28	0.011			68	1700	26	
		R3.2.21	14:19	晴	6.6	8.6	7.6	11.0	3.1	6.6	9.4	3.3	0.3	0.011			270	380	10	
								75%値	6.4	10.0										
28	鶴生田川 城沼中央部	R2.5.22	13:29	雲	25.1	20.2	7.5	8.4	3.3	6.4	10	1.9	0.14	0.005			48	810	36	
		R2.8.25	11:51	晴	31.3	31.4	9.0	18.0	9.1	7.8	18	1.1	0.15	0.006			240	44	23	
		R2.11.17	14:07	晴	22.8	14.6	8.9	16.0	8.8	8.7	32	2.4	0.19	0.006			230	16	16	
		R3.2.21	13:56	晴	7.6	7.6	8.5	12.0	8.3	9.1	16	3	0.21	0.009	<0.00006	<0.0006	270	60	15	
								75%値	8.8	8.7										
29	鶴生田川 柳橋	R2.5.22	13:42	雲	21.1	11.9	7.8	10.0	7.5	8.9	11.0	0.79	0.064	0.001			38	4	39	
		R2.8.25	12:11	晴	30.9	33.2	9.5	18.0	14.0	45.0	64.0	2.7	0.24	0.002			140	1	21	
		R2.11.17	14:17	晴	20.9	15.5	8.8	12.0	5.9	14.0	17.0	2.4	0.076	0.003			59	50	22	
		R3.2.21	13:39	晴	8.6	7.6	8.3	11.0	5.3	9.8	12.0	2.5	0.086	0.002			68	43	24	
								75%値	7.5	14.0										
30	鶴生田川 洗堰橋	R2.5.22	13:54	雲	23.5	19.3	7.6	8.7	8.1	9.3	22	1.8	0.17	0.039			100	3700	23	
		R2.8.25	12:32	晴	32.2	29.1	7.4	5.5	4.4	8.1	19	1.1	0.15	0.004			190	42	27	
		R2.11.17	14:40	晴	21.1	13.6	9.0	16.0	8.5	14.0	32	1.9	0.16	0.005			180	22	15	
		R3.2.21	13:22	晴	9.2	7.1	8.3	12.0	9.4	13.0	26	2.7	0.18	0.005			130	23	10	
								75%値	8.5	13.0										
31	加法師川 当郷橋	R2.5.22	14:05	雲	21.1	21.0	8.8	15.0	4.8		5.9	2.9	0.15	0.006			11	22	50<	
		R2.8.25	10:39	晴	31.8	29.2	7.8	11.0	1.1		3.1	1.1	0.097	0.002			8.9	490	50<	
		R2.11.17	14:55	晴	20.3	14.9	7.9	10.0	2.0		3.2	3.8	0.15	0.005			6.2	740	50<	
		R3.2.21	14:38	晴	9.4	8.8	7.5	8.5	3.1		2.5	3.7	0.17	0.009			<0.2	340	50<	
								75%値	3.1											

備考1 BOD、CODの年間評価（4回以上測定）は75%値による。

2 BODの環境基準値（類型C）は5mg/L以下。

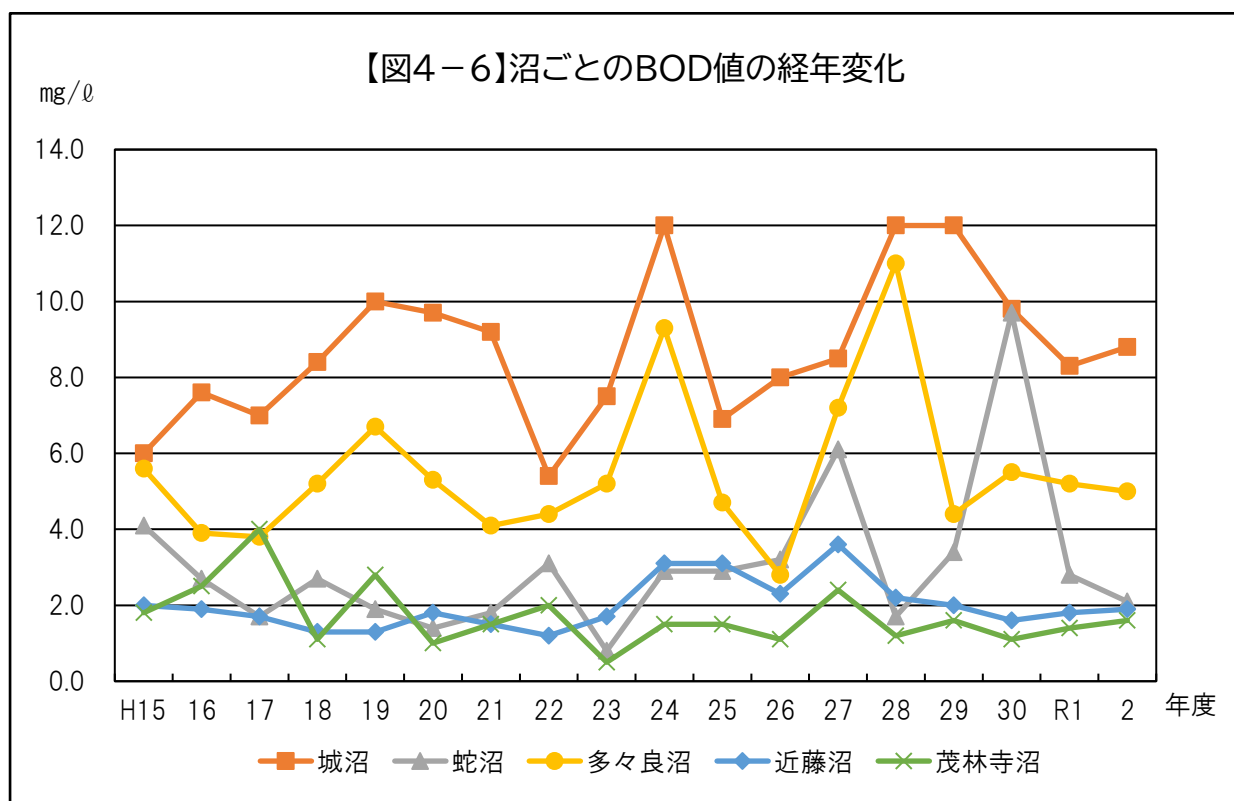
館林市の沼の水質

本市では、日本遺産である多々良沼・茂林寺沼・城沼を含む市内の沼の水質調査を実施しています。有機汚物を図る指標のBOD（生物化学的酸素要求量）で見ると、城沼のみ環境基準の5.0mg/ℓを達成できませんでした。

令和2年度の調査結果を【表4-4】、沼ごとのBOD値の経年変化を【図4-6】に示します。

【表4-4】令和2年度 沼の水質調査結果

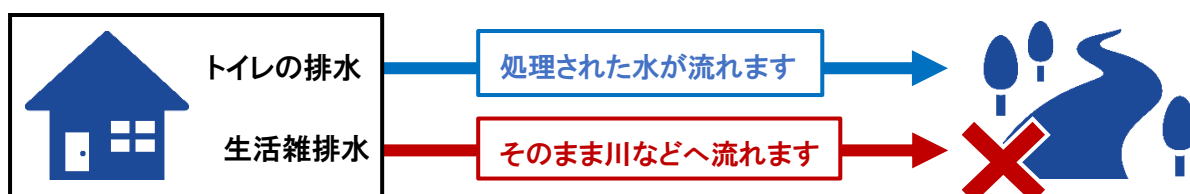
	城沼	蛇沼	多々良沼	近藤沼	茂林寺沼
BOD	8.8	2.1	5.0	1.9	1.6
環境基準達成状況	未達成 ✕	達成 ○	達成 ○	達成 ○	達成 ○



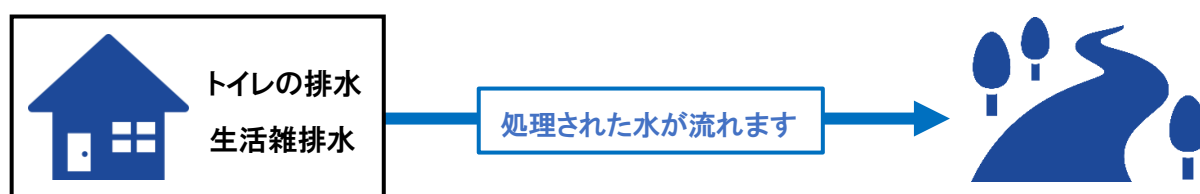
生活排水対策

水質汚濁の主な原因である生活排水を処理するために、下水道が整備されていない地域では、**浄化槽**を設置することが推奨されています。浄化槽には、**単独処理浄化槽**と**合併処理浄化槽**がありますが、**単独処理浄化槽はトイレの排水のみ**を処理しますが、**合併処理浄化槽はトイレの排水に加えて、台所や風呂、洗濯などの生活雑排水**も処理します。

○単独処理浄化槽：水洗トイレの排水のみを処理する



○合併処理浄化槽：台所や風呂、洗濯などの排水(生活雑排水)、水洗トイレの排水を処理する



生活排水の中でも、**台所排水は約5割**を占めており、特に**油が主な原因**となっています。こうしたことも含めて、水質汚濁を防止するためには、**合併処理浄化槽の普及**が必要です。市では、合併処理浄化槽の普及のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を補助する取組を行っています。

市内における、合併処理浄化槽の設置状況について【表4-5】に示します。

また、令和2年度の汚水処理人口と汚水処理率について【表4-6】【図4-7】に示します。**群馬県の汚水処理率76.5%**に対して、**本市は汚水処理率80.1%**となり、群馬県の平均値を上回りました。

【表4-5】合併処理浄化槽の設置状況(令和3年3月31日)

用途／人槽	5～50	51～500	501～	合計	前年度比
戸建住宅	5,355	0	0	5,355	129
共同・併用住宅	309	20	0	329	-1
飲食店	16	8	0	24	±0
その他	399	88	10	497	4
合計	6,079	116	10	6,205	132

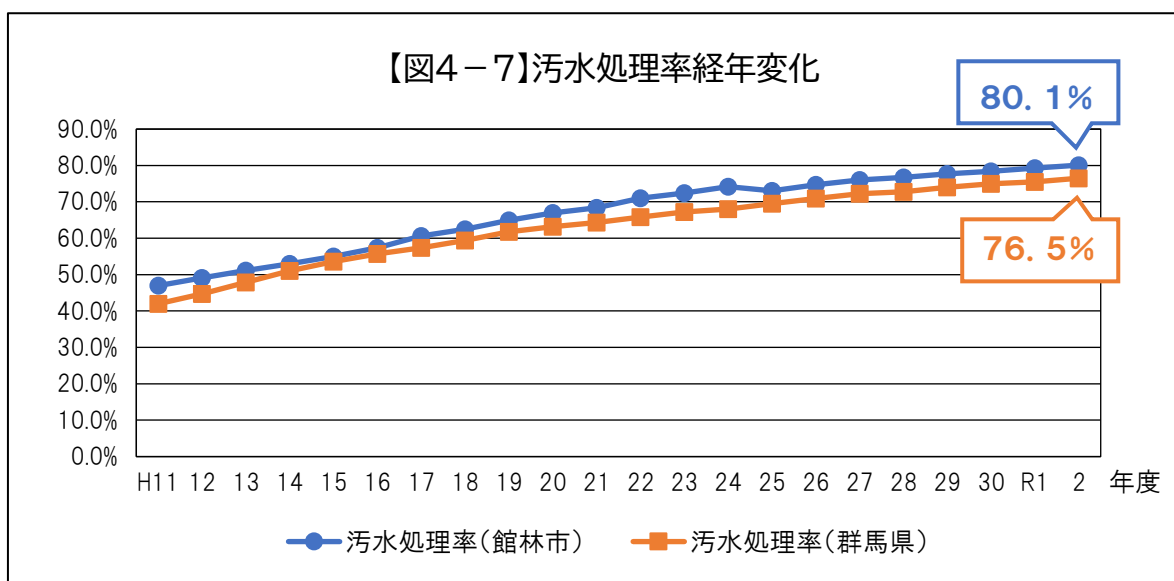
【表4-6】汚水処理人口(令和3年3月31日)

処理施設	処理済人口	汚水処理率※3
公共下水道(下水道普及人口※2/率)※1	33,031 (36,649)	43.9%(48.7%)
農村集落排水(農集排普及人口/率)※1	656 (795)	0.9%(1.1%)
コミュニティプラント	1,969	2.6%
合併処理浄化槽	24,637	32.7%
総人口	75,275	80.1%

※1 ()内は下水道及び農集排普及人口と普及率です。

※2 下水道普及人口/率とは、処理区域内人口のことです。

※3 汚水処理率とは、実際に汚水を処理している人口の割合です。



特定事業場排出水の対策

「水質汚濁防止法」第22条に基づき、県では毎年、事業場排水排水基準遵守状況監視調査を行っています。有害物質の国の排水基準を【表4-7】に示します。

群馬県では「水質汚濁防止法」よりも厳しい排水基準(上乘せ基準)を設定し、有害物質の排出抑制を図っています。群馬県の上乗せ基準を【表4-8】に示します。また、平成18年度には「群馬県の生活環境を保全する条例」を改正施行し、それまで対象となっていた特定事業場以外の工場・事業場に対しても一部の項目で排水基準を設けています。県による市内事業場排水の調査結果を【表4-9】に示します。排水基準に対して、**1事業所のみ不適合**という結果でした。なお、排水基準が不適合であった事業場に対しては、県が文書により警告指導を行っています。

【表4-7】有害物質の国の排水基準

有害物質の種類	許容限度(mg/ℓ)	有害物質の種類	許容限度(mg/ℓ)
カドミウム及びその化合物	0.03	シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4
シアン化合物	1	1,1,1-トリクロロエタン	3
有機リン化合物	1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
鉛及びその化合物	0.1	1,3-ジクロロプロペン	0.02

六価クロム化合物	0.5	チウラム	0.06
ヒ素及びその化合物※2	0.1	シマジン	0.03
純水銀・アルキル水銀・ その他水銀化合物	0.005	チオベンカルブ	0.2
アルキル水銀化合物	検出されないこと※1	ベンゼン	0.1
ポリ塩化ビフェニル	0.003	セレン及びその化合物	0.1
トリクロロエチレン	0.1	ホウ素及びその化合物	10
テトラクロロエチレン	0.1	フッ素及びその化合物	8
ジクロロメタン	0.2	アンモニア、アンモニウム化合物	100
四塩化炭素	0.02	亜硝酸化合物・硝酸化合物	
1, 2-ジクロロエタン	0.04	1,4-ジオキサン	0.5
1, 1-ジクロロエチレン	1		

※1 排水基準を定める規定で、決められている方法で排水を測定した場合で、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいいます。

※2 現に湧き出ている温泉（温泉法(昭和23年法律第125号)第2条1項に適するもの）を利用する旅館業に属する事業場の排水水については、適用しません。

【表4-8】生活環境項目の国の一律排水基準及び群馬県の上乗せ基準※1

生活環境項目	一律排水基準 (mg/l)※2	群馬県上乗せ排水基準		
		豚房施設、牛房施設及び馬房施設以外の特定施設		豚房施設、牛房施設及び馬房施設(10 m ³ 以上)
		日平均排水量 30 m ³ 以上	日平均排水量 10 m ³ 以上 30 m ³ 未満	
水素イオン濃度(pH)※4	5.8~8.6pH	5.8~8.6pH		
生物学的酸素要求量(BOD)※5	160(日間平均※3120)	25	60	80
化学的酸素要求量(COD)※6	160(日間平均120)	25	60	80
浮遊物質(SS)	200(日間平均150)	50	70	120
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30			
フェノール類含有量	5	1		
銅含有量	3			
亜鉛含有量	2			
溶解性鉄含有量※4	10			
溶解性マンガン含有量	10			
クロム含有量	2			

大腸菌群数	日間平均 3,000 個 /cm ³	
窒素含有量※7	120(日間平均 60)	
リン含有量	16(日間平均 8)	
ホルムアルデヒド※8		10

※1 排水基準は、1日あたりの平均的な排水の量が10m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用します。

※2 単位は、水素イオン濃度、大腸菌群数を除き mg/l です。

※3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものです。

※4 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量の排水基準は、硫黄鉱業に属する工場又は事業場に係る排水については、適用していません。

※5 生物学的酸素要求量の排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用します。

※6 化学的酸素要求量の排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限り適用します。

※7 窒素含有量の排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある湖沼として、環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらす恐れがある海域として、環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用します。

※8 ホルムアルデヒドの排水規制基準は、群馬県の生活環境を保全する条例第2条第7号に規定する水質特定施設を設置している事業場に限り適用します。

【表4-9】事業場排水の調査結果

項目／区分	調査延 事業所数	基準に適合しているもの		基準に適合していないもの	
		延事業所数	比率(%)	延事業所数	比率(%)
めん類製造業					
保存食品製造業	3	2	67	1	33
化学工業					
計	3	2	67	1	33

資料：群馬県東部環境事務所

まとめ

チェックポイント

- ✓ 水質汚濁の原因の約5～7割が生活排水といわれている
- ✓ 水質汚濁防止法の中で、環境基準が定められている
- ✓ 市内の河川の水質汚濁物質は、谷田川と鶴生田川のBOD値、渡良瀬川の大腸菌群数が未達成となっている
- ✓ 市内の沼のBODは、鶴生田川がつながる城沼のBOD値のみ環境基準未達成となっている
- ✓ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換すると、生活排水の汚れ(BOD)を約90%以上軽減できる
- ✓ 本市の汚水処理率は80.1%となり、群馬県の平均値を上回っている

水質汚濁の原因は私たちの生活に深く関わっています。私たちが使った水が川などへ流れていることを意識して、食用油を流さない、食器用洗剤を使い過ぎないなど、生活排水対策を実践することが大切です。また、下水道が整備されていない地域における、合併処理浄化槽へ転換を推進するため、市では引き続き補助金の交付などの支援を行うことが必要とされます。

5

館林市の公害

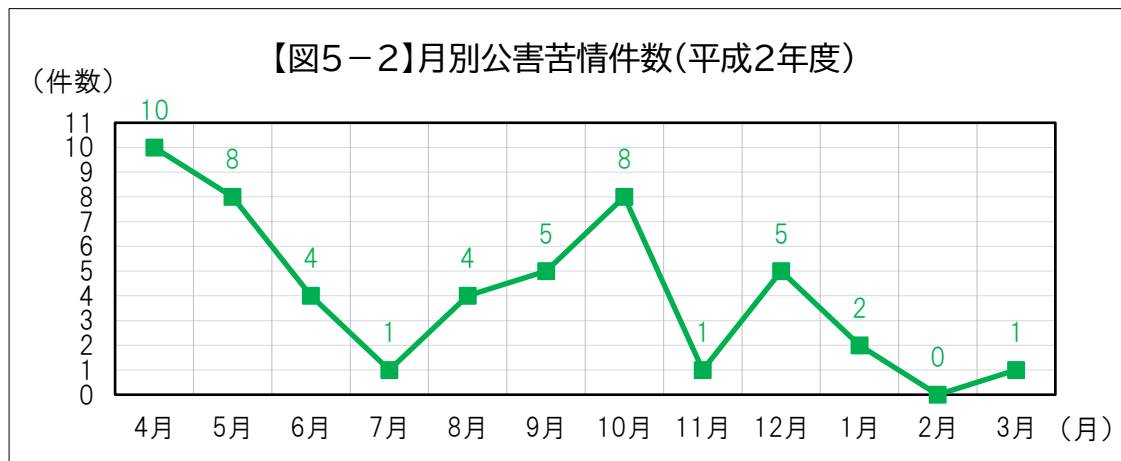
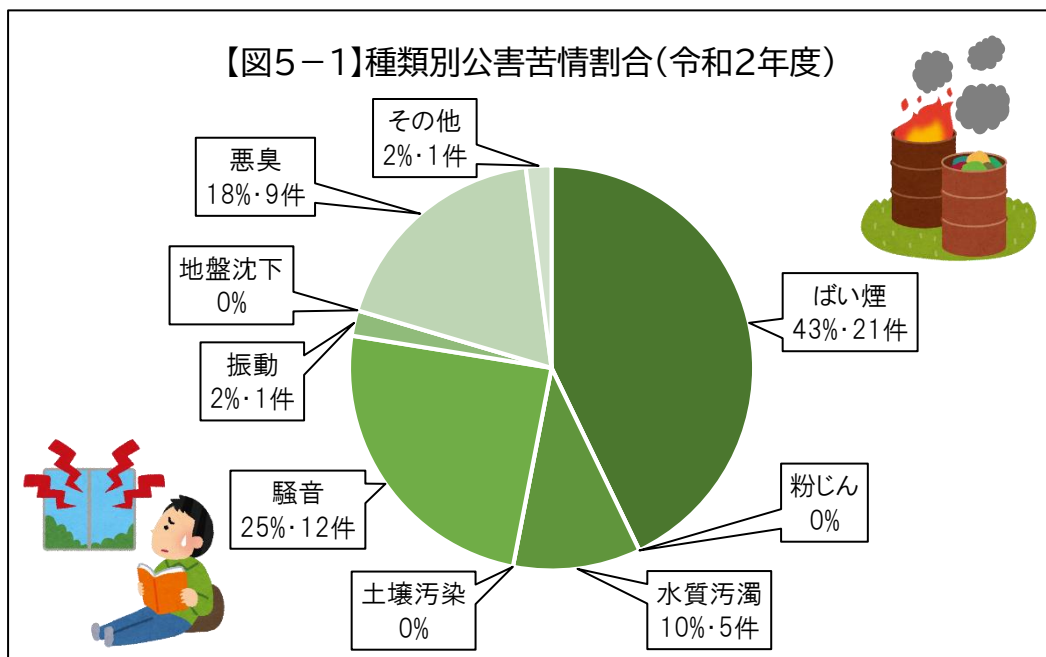
公害とは

公害は、人の活動に伴って環境を汚染し、健康・生活・財産に悪影響を及ぼすこととしてとらえられています。また、環境基本法第2条第3項によると

- ①事業活動その他の人の活動に伴って生ずる
- ②相当範囲にわたる
- ③**大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭**によって
- ④人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること

と定義され、③に挙げられている公害は「**典型7公害**」と呼ばれています。

本市では、市民の方から様々な公害苦情が寄せられています。令和2年度の種類の公害苦情割合を【図5-1】に示します。「ばい煙苦情」が一番多く寄せられており、その主な原因は屋外での焼却によるものです。次いで、「騒音」についての苦情も多く寄せられています。原因は、事業場から発生するもの、生活騒音など様々です。



騒音

(1)騒音とは

騒音とは、生活環境を損なうような「好ましくない音」「ない方がよい音」であり、その音が快いか不快かを決めるのは人それぞれの感覚であるため、「何デシベル以上が騒音である」という客観的な基準で騒音を規定することができません。

しかしながら、騒音は睡眠妨害などの影響により、人の身体に悪影響を及ぼす恐れがあるため、環境基本法では、生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで維持されることが望ましい基準として【表5-1】【表5-2】のように、環境基準を設けています。

【表5-1】騒音に係る環境基準

地域 類型	該当地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
AA	療養施設、社会福祉施設等が 集合して設置される地域など	一般地域	50デシベル以下	40デシベル以下
A	第一種低層住居専用地域、第一種 中高層住居専用地域及び 第二種中高層居住専用地域	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	第一種住居地域、第二種住居 地域、市街化調整区域	一般地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する 道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	近隣商業地域、商業地域、準 工業地域、工業専用地域	一般地域	60デシベル以下	50デシベル以下
		車線を有する道路に面 する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

※車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な、一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

【表5-2】騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

	区域※/時間の区分	昼間	夜間
		6時～22時まで	22時～翌6時まで
1	a区域及びb区域のうち、1車線を有する道路 に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち、2車線以上の車線を有する道路 に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち、2車線以上の車線を有する道路 に面する区域及びc区域※1のうち、車線を有 する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※ a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として、都道府県知事または特例市の長が定めた区域をいいます。

- ・ a 区域：専ら居住の用に供される区域
- ・ b 区域：主として巨樹の用に供される区域
- ・ c 区域：相当数の住居と併せて、商業・工業等の用に供される区域

(2)館林市による調査

地域における騒音の実態を調査するため、毎年測定地点を選定し、計画的に測定調査を行っています。令和2年度の測定地点は全8地点【表5-3】のとおりで、**全ての地域において環境基準達成**となりました。

【表5-3】令和2年度地域別環境騒音測定結果

番号	測定場所	地域		道路	環境基準		測定		環境基準達成状況※
		類型	用途区分		昼間	夜間	昼間	夜間	
1	本町二丁目	C	商業地域	-	60	50	48	39	○
2	花山町	A	第一種低層住居専用地域	1車線	55	45	48	36	○
3	松原一丁目	B	第一種住居地域	1車線	55	45	50	42	○
4	西高根町	A	第一種中高層住居専用地域	1車線	55	45	46	36	○
5	富士見町	C	商業地域	1車線	55	45	44	37	○
6	当郷町	A	第一種中高層住居専用地域	1車線	55	45	45	44	○
7	富士原町	A	第一種中高層住居専用地域	1車線	55	45	42	33	○
8	成島町	B	市街化調整区域	1車線	55	45	51	38	○

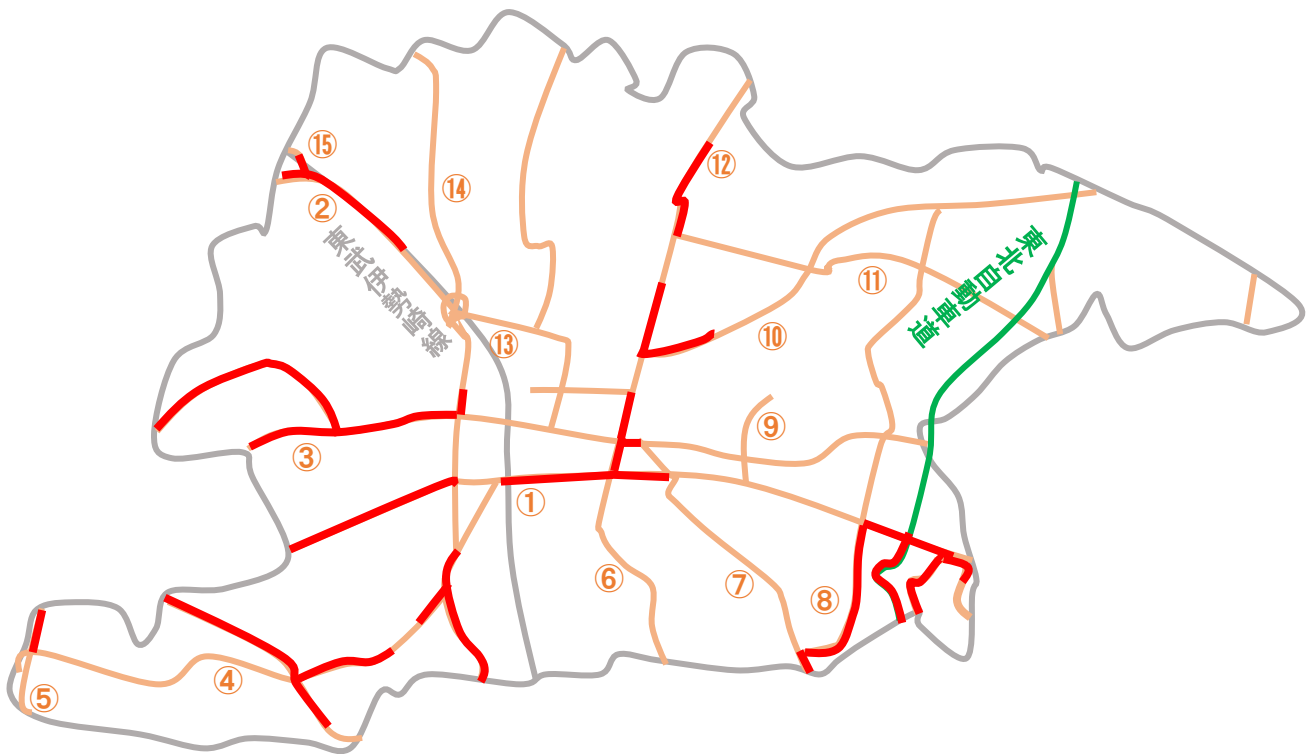
※ 達成状況の表記について、「○…達成、△…概ね達成、×…未達成」とします。

また、自動車騒音については騒音規制法に基づき、常時監視を実施しています。本市における対象道路は、高速道路、一般国道、都道府県道で、道路に面する地域の面的評価を実施するものです。令和2年度の評価結果は【表5-4】のとおりで、**環境基準を満たしている場所は9割以上**となっています。なお、環境基準を超過した評価区間箇所を次のページに示します。

【表5-4】令和2年度面的評価による自動車騒音測定結果

番号	道路種別の内訳	評価区間延長(km)	評価区間内住居等戸数(戸)	評価結果	
				昼夜達成戸数(戸)	昼夜達成割合(%)
1	高速道路	3.3	33	31	93.9
2	一般国道	15.0	1,679	1,627	96.9
3	都道府県道	57.6	5,512	5,458	99.0
全体		75.9	7,224	7,116	98.5

●市内の自動車騒音基準超過区間 ※赤線—…基準超過区間



No	道路名	No	道路名
①	国道354号線	⑨	つつじが岡線
②	国道122号線	⑩	館林藤岡線
③	古戸館林線	⑪	海老瀬館林線
④	熊谷館林線	⑫	佐野行田線
⑤	足利邑楽行田線	⑬	前橋館林線
⑥	江口館林線	⑭	足利館林線
⑦	今泉館林線	⑮	多々良停車場線
⑧	山王赤生田線		

地盤沈下及び地下水位

(1)地盤沈下とは

地盤沈下とは、文字通り**地面が沈んでしまう現象のこと**をいいます。地盤沈下により、道路にひびや段差が生じたり、家が傾いたりなど、様々な被害が発生します。地盤沈下の原因として、地震によるものや地下水の過剰揚水によるものなどが挙げられます。

(2)群馬県による測量調査

群馬県では、地盤変動量と地下水位について毎年調査を行っています。地盤変動量の結果は【表5-5】のとおりです。東日本大震災が発生した際には各水準点 20.0~40.0mm の大きな変動がありました。その時期を除いては大きな変化は見られません。

なお、年ごとの変動量は年間を通じた増減の結果を表しています。過去5年間の変動量は、近年5年間の変動量の合計値、調査開始時からの変動量は、調査開始時からの合計値を表しています。

【表5-5】地盤変動調査結果(単位:mm)

水準点設置場所		H28-29	H29-30	H30-R1	R1-R2	R2-R3	過去5年 の変動量	調査開始 ~変動量
地番	目標物							
成島町 262-1	館林厚生病院	-0.2	-4.9	-3.3	3.7	-6.5	-11.2	-184.8
仲町 11-12	児童公園	0.1	-3.6	-1.7	2.0	-6.1	-9.3	-139.2
足次町 174-2	足次駐在所	-1.6	-3.0	-1.9	1.2	-7.5	-12.8	-108.7
細内町 1016	第二浄水場	-1.5	-3.7	-1.7	-1.0	-4.3	-12.2	-125.6
楠町 1930	長良神社	-3.0	-0.4	-3.1	-0.4	-5.0	-11.9	-112.5
赤生田町 1956-1	赤羽公民館	-3.1	-0.8	-1.7	0.0	-4.4	-10.0	-132.2
青柳町 1751-78	第三中学校	-2.9	-3.1	-6.1	4.0	-6.9	-15.0	-296.1
上三林町 599	第七小学校	-1.2	-3.3	-3.2	2.0	-4.8	-10.5	-272.7
野辺町 754	龍福寺	-0.4	-1.9	-3.8	-0.1	-4.7	-10.9	-198.4
大谷町 625	関東学園	-0.2	-4.7	-3.3	2.2	-6.0	-12.0	-262.2
成島町 1165	マテラス青梅工業(株)	0.0	-3.8	-2.8	1.2	-5.0	-10.4	-221.4
高根町 401	龍興寺	-2.0	-2.2	-0.4	-1.7	-5.7	-12.0	-139.1
上赤生田町 3810	上赤生田公会堂	-3.3	-2.3	-2.6	0.2	-5.1	-13.1	-168.3
千塚町 118	千塚集会所	-2.7	-2.6	-3.5	0.8	-6.5	-14.5	-136.9
大島町 2278-1	岡里区民館	-4.3	-3.1	-6.9	0.9	-7.3	-20.7	-245.0
入ヶ谷町 118	入ヶ谷会館	-2.6	-6.3	-6.3	0.4	-7.9	-22.7	-191.2
城町 1-1	館林市役所	0.1	-5.1	-0.1	1.1	-5.4	-9.4	-59.2
赤生田町 772-1	JA邑楽館林	-4.1	-1.1	-4.2	-0.6	-6.9	-16.9	-99.0
四ツ谷町 365	市第18水源	-2.8	-1.5	-3.3	1.2	-5.8	-12.2	-80.4
下早川田町 883-6	下早川田町集会所	-3.2	-3.6	-1.3	0.7	-7.9	-15.3	-104.0
上早川田町 311	蓮葉院	-3.7	-3.9	-1.9	-0.5	-9.8	-19.8	-102.1
木戸町 522	赤城神社	-3.2	-2.4	-1.2	-0.8	-7.2	-14.8	-102.8
松沼町 5-12	県営住宅	-	-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-	-
苗木町 2487	市斎場	-	-	-	-	-	-	-
新宿二丁目 15-1	第六小学校	-1.6	-4.5	-4.0	4.4	-6.5	-12.2	-92.4

資料：群馬県森林環境部環境保全課

地盤沈下の原因でもある地下水の水位についても群馬県で調査を実施しています。市内に設置されている群馬県水位観測井の概要を【表5-6】に示します。また、調査結果を【表5-7】に、前年度比について【表5-8】に示します。地下水位は【図5-3】のとおりほぼ横ばいで、地下水利用について安定性があるといえます。

【表5-6】 観測井の概要

名称	所在地	観測機器 (水位計)	観測開始 年月	口径 (mm)	深度 (m)	ストレナー 位置(m)	限界揚水量 (m ³ /日)	水比抵抗 (ohm-cm)	温度 (°C)	標高 (m)
館林1号井	堀工町 888	1週間巻自 記	49.5	300	310	283 ~299.5	1,800	9,170	27.0	20
館林2号井	上早川田 町 311	水圧式	51.4	250	150	128.2 ~139.2	440	12,000	19.9	21
館林3号井	同 上	水圧式	51.4	250	80	58~69	850	11,000	17.4 ~ 17.6	21

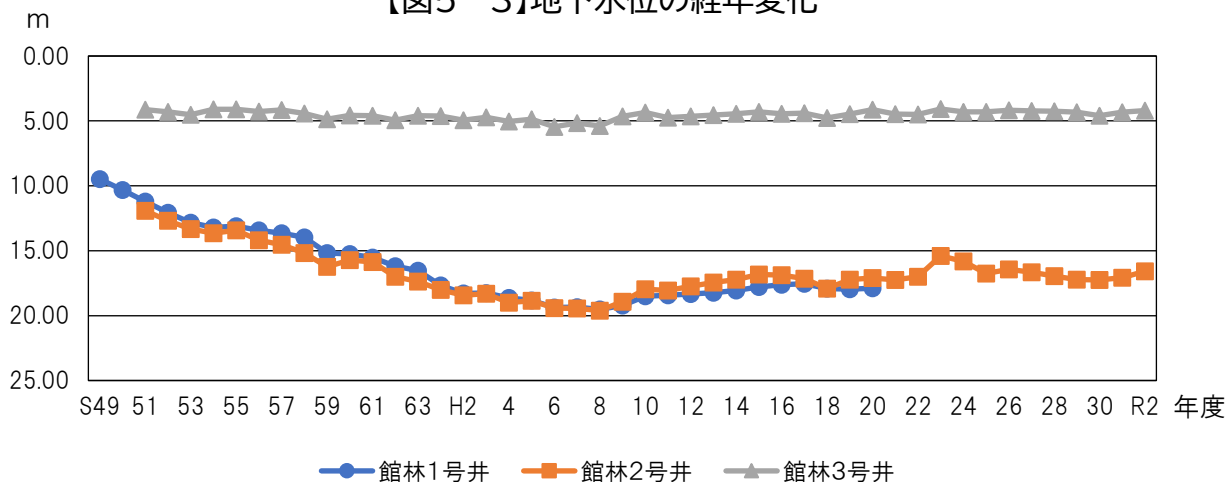
【表5-7】 過去20年間の地下水位の変化表

年度	館林1号井※	館林2号井	館林3号井	年度	館林1号井	館林2号井	館林3号井
H13	18.23	17.44	4.54	23	—	15.41	4.08
14	18.07	17.22	4.46	24	—	15.81	4.30
15	17.79	16.84	4.29	25	—	16.76	4.30
16	17.62	16.88	4.45	26	—	16.43	4.17
17	17.55	17.16	4.40	27	—	16.65	4.22
18	17.91	17.93	4.77	28	—	16.95	4.25
19	17.97	17.23	4.47	29	—	17.23	4.32
20	17.88	17.09	4.14	30	—	17.26	4.60
21	—	17.26	4.47	令元	—	17.07	4.32
22	—	16.99	4.50	2	—	16.59	4.19

資料：群馬県森林環境部環境保全課

※ 館林1号井については、観測井の見直しにより、平成21年度から調査休止となりました。

【図5-3】地下水位の経年変化



資料：群馬県森林環境部環境保全課

【表5-8】地下水位の前年度比較差表

年度	館林1号井	館林2号井	館林3号井	年度	館林1号井	館林2号井	館林3号井
H13	0.10	0.31	0.11	24	—	-0.40	-0.22
14	0.16	0.22	0.08	25	—	-0.95	0.00
15	0.29	0.38	0.17	26	—	0.33	0.13
16	0.17	0.04	0.16	27	—	-0.22	-0.05
17	0.07	-0.28	0.05	28	—	-0.30	-0.03
18	-0.36	-0.77	-0.37	29	—	-0.28	-0.07
19	-0.06	0.70	0.30	30	—	-0.03	-0.28
20	0.09	0.14	0.33	R元	—	-0.19	-0.28
21	—	-0.17	-0.33	2	—	0.48	0.13
22	—	0.27	-0.03	観測開始年度 比※1	-8.4※2	-4.67	-0.06
23	—	1.58	0.42				

資料：群馬県森林環境部環境保全課

※1 観測開始年度の水位と最新年度の差です。

※2 館林第1号井は、調査開始年度の水位と平成20年度の水位の差です。

(3)農林水産省関東農政局観測井

【表5-9】観測井の概要

名称	所在地	設置年月		深度 (m)	ストレナー位置 (m)	帯水層	標高 (m)
関東農政局 館林第1号井	赤生田町 771-1	地下水位計	昭 51.3	100	60.5~71.6	第2帯水層	16.55
		地盤沈下計	昭 51.3		88.3~93.8	(B ₁ 層)	
関東農政局 館林第2号井	赤生田町 771-1	地下水位計	昭 51.3	200	146.5~163.2	第4帯水層	16.55
		地盤沈下計	昭 51.3		174.3~179.9	(B ₂ 層)	

【表5-10】地下水位の変化表

年度	関東農政局 館林1号井	関東農政局 館林2号井	年度	関東農政局 館林1号井	関東農政局 館林2号井
H14	6.31	19.40	24	5.00	15.98
15	5.79	18.51	25	5.41	16.90
16	6.01	18.59	26	4.88	16.34
17	5.73	18.51	27	4.93	16.39
18	6.73	20.03	28	4.91	16.56
19	5.72	18.91	29	5.10	17.11
20	5.54	18.69	30	5.36	17.51
21	5.63	18.65	R1	4.97	17.21
22	5.51	18.49	2	4.80	16.51
23	4.84	15.51			

資料：群馬県森林環境部環境保全課

特定施設に対する規制について

事業所や特定施設等は、**公害の未然防止**のため、公害に係る法律により定められた基準等を守る必要があります。工場、事業所等に対する「**悪臭防止法**」による基準、特定施設に対する「**騒音規制法**」、「**振動規制法**」による基準について、それぞれ以下に示します。

(1)悪臭に対する規制

「悪臭防止法」により、工場、事業所等の事業活動に伴って発生する「悪臭物質」の排出を規制しています。基準に適合していない工場、事業所等に対しては、改善勧告、改善命令を出すことができます。

【表5-11】 悪臭の規制基準

規制基準の種類	区域の区分	区域名
臭気指数	指数15区域	第一種低層住居専用地域
		第一種中高層住居専用地域
		第二種中高層住居専用地域
		第一種住居地域
		第二種住居地域
		近隣商業地域
		商業地域
	準工業地域及び大島地区計画区域	
	指数21区域	指数15区域以上の市域全域

(2)騒音に対する規制

「騒音規制法」及び「群馬県の生活環境を保全する条例」では、指定地域（館林市では市内全域）を定めて規制をしています。特定施設を設置する際は、届出を義務付けています。

また、建設作業についても特定建設作業を行う際には、作業開始の7日前までに届出を義務付けています。

【表5-12】 特定工場の規制基準

区域※/時間	昼間(午前8時-午後6時)	朝(午前6時-午前8時) 夕(午後6時-午後9時)	夜間(午後9時-午前6時)
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル

※ 第1種、第2種、第3種、第4種区域とは、次に掲げる区域をいいます。

- ・第1種区域：良好な住居の環境の保全をするため、特に静穏の保持を必要とする区域
- ・第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ・第3種区域：住居の用にあわせて、商業・工業等の用に供されている区域であって、住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
- ・第4種区域：主として工業等の用に供される区域であって、住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

【表5-13】 特定建設作業の規制基準

基準の区分 特定建設作業	夜間作業※1		1日の作業時間		作業期間	日曜日・ その他の 休日の作 業※2
	第1種、第2種、 第3種、第4種の 一部区域	左記以外 の区域	第1種、第2種、 第3種、第4種の 一部区域	左記以外 の区域		
くい打機等 びょう打機 さく岩機 空位圧縮機 コンクリートプラント バックホウ トラクターショベル ブルドーザー	午後7時から午前7時までは行わない	午後10時から午前6時までは行わない	10時間を超えて行わない	14時間を超えて行わない	連続して6日を超えて行わない	行わないこと

※1 災害、危険防止鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行う場合などを除きます。

※2 災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行う場合を除きます。

【表5-14】 飲食店営業等騒音規制基準

区域	許容限度 (午後10時～午前6時)	対象営業
第1種区域	40デシベル	・飲食店営業 ・喫茶店営業 ・ボウリング場営業 ・ゴルフ練習場営業 ・テニス練習場営業 ・バッティングセンター練習場営業
第2種区域	45デシベル	
第3種区域	50デシベル	
第4種区域	55デシベル	

(3) 振動に対する規制

振動は、工場、特定作業、交通機関等が主な発生源とされます。現在、群馬県では「振動規制法」「群馬県の生活環境を保全する条例」により、特定の施設に係る工場、建設作業から発生する振動を規制しています。規制基準を【表5-15】【表5-16】に示します。

【表5-15】 特定工場等の規制基準

区域※/時間	昼間(午前8時～午後7時)	夜間(午後7時～午前8時)
第1種区域	65デシベル	55デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

※ 第1種区域、第2種区域とは、次に掲げる区域をいいます。

- ・第1種区域：良好な住居環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び、主として住居の用に供されている区域
- ・第2種区域：住居の用に併せて、商業・工業の用に供されている区域及び主として工業の用に供されている区域

【表5-16】 特定建設作業の規制基準

基準の区分 特定建設作業	夜間作業※1		1日の作業時間		作業時間	日曜日・ その他の 休日作業 ※2
	第1種、第2種、 第3種、第4種の一 部区域	左記以外 の区域	第1種、第2種、 第3種、第4種の一 部区域	左記以外 の区域		
くい打機等 鋼球 舗装版破碎機 プレーカー 空気圧縮機	午後7時から午前 7時まででは行 わない	午後10時 から午前6 時までは 行わない	10時間を超えて 行わない	14時間を 超えて行 わない	連続して6 日を超え て行わな い	行わない こと

※1 災害、危険防止鉄道等の運行並びに道路法、道路交通法に基づき夜間行う場合などを除きます。

※2 災害、危険防止、鉄道等の運行、変電所の工事並びに道路法、道路交通法に基づき休日に行う場合を除きます。

(4)群馬県内の特定施設

特定施設の代表者等は、公害の未然防止を図るため、公害関係法令により定められた施設を設置変更等する場合は、県・市町村に届出をすることになっています。区分ごとの特定施設事業場数は【表5-17】のとおりです。また、特定施設ごとの事業場数は【表5-18】～【表5-26】に示します。

【表5-17】 区分ごとの特定施設事業場数

区分	ばい煙	粉じん	水質	ダイオキシン類	騒音	振動	合計
事業場数	64	68	140	3	405	360	1078

資料：群馬県東部環境事務所

【表5-18】

ばい煙発生施設(大気汚染防止法)

特定施設名	施設を有する事業場数
酸洗い施設	4
メッキ施設	4
塩浴炉	0
対象事業所数	8

資料：群馬県東部環境事務所

【表5-19】

ばい煙発生施設(群馬県生活環境を保全する条例)

特定施設名	施設を有する事業場数
ボイラー	40
溶解炉(金属精錬・ casting)	1
加熱炉(金属熱処理)	1
乾燥炉	3
廃棄物焼却炉	3
ガスタービン	5
ディーゼル機関	15
ガス機関	2
対象事業所数	59

資料：群馬県東部環境事務所

【表5-20】

一般粉じん発生施設(大気汚染防止法)

特定施設名	施設を有する事業場数
堆積場	3
磨砕機	0
破砕機	2
ふるい	1
ベルトコンベア	3
対象事業所数※	7

資料：群馬県東部環境事務所

※対象事業所数は、施設を有する事業所数の合計ではありません。

【表5-21】

一般粉じん発生施設(群馬県生活環境を保全する条例)

特定施設名	施設を有する事業場数
帯のこ盤	5
丸のこ盤	1
かんな盤	1
成型器	1
塗装被膜施設	55
対象事業所数※	61

資料：群馬県東部環境事務所

【表5-22】ダイオキシン類対策特別措置法による特定施設

特定施設名	施設を有する事業場数
焼結炉(焼結鋳製造用)	0
電気炉	0
焙焼炉・焼結炉・溶鋳炉・ 溶解炉・乾燥炉(亜鉛回収用)	0
焙焼炉・溶解炉・乾燥炉 (アルミニウム合金製造用)	0
廃棄物焼却炉	3

資料：群馬県東部環境事務所

【表5-23】特定粉じん排出等作業

(大気汚染防止法)届出数

特定施設名	届出数
特定粉じん排出等作業	2

資料：群馬県東部環境事務所

【表5-24】水質汚濁防止法第5条の規定による特定施設及び事業場数

特定施設名	事業場数	
畜産農業	豚房施設	1
	牛房施設	2
畜産食料品製造業	原料処理施設	1
	洗浄施設	1
野菜又は果実を原料とする保存食品製造業	原料処理施設	3
	洗浄施設	4
	圧搾施設	1
	湯煮施設	2
みそ、しょう油等製造業	原料処理施設	1
	洗浄施設	4
	湯煮施設	3
	精製施設	1
	ろ過施設	3
パン、菓子製造業・製あん業	沈殿機	1

米菓子又は麴製造業	洗米機	1
飲料製造業	洗浄施設	3
	搾汁施設	1
	ろ過施設	2
動物系飼料又は有機質肥料製造業	原料処理施設	2
	洗浄施設	2
	水洗式脱臭施設	2
麺類製造業	湯煮施設	3
豆腐等製造業	湯煮施設	4
冷凍調理食品製造業	原料処理施設	1
	洗浄施設	1
	湯煮施設	1
新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設		0
無機化学工業製品製造業	遠心分離機	1
	廃ガス洗浄施設	1
発酵工業	原料処理施設	2
合成樹脂製造業	縮合反応施設	2
	遠心分離機	1
界面活性剤製造業	反応施設	2
その他の有機化学工業製品製造業	水洗施設	1
	ろ過施設	1
	廃ガス洗浄施設	1
医薬品製造業	ろ過施設	1
生コンクリート製造業	バッチャープラント	5
金属製品・機械器具製造業	廃ガス洗浄施設	2
	電解式洗浄施設	2
酸又はアルカリによる表面処理施設		14
電気めっき施設		3
エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設(前該当除外)		1
旅館業	厨房施設	15
	洗濯施設	5
	入浴施設	15
共同調理場	厨房施設	0
弁当仕出業	厨房施設	2
飲食店業	厨房施設	1
洗濯業	洗浄施設	17
写真現像業自動式フィルム現像	洗浄施設	2
病院	厨房施設	1
	洗濯施設	1

	入浴施設	1
自動式車輛洗淨施設		35
科学技術に関する検査の用に供する施設	洗淨施設	1
一般廃棄物処理施設である焼却施設		0
産業廃棄物処理施設		2
トリクロロエチレン等による洗淨施設		5
トリクロロエチレン等の蒸留施設		2
し尿処理施設		13
下水道終末処理施設		2
特定事業場排水処理施設		4
有害物質貯蔵指定施設		5
水質汚濁防止法第5条第3項施設		4
対象事業所数※		139

資料：群馬県東部環境事務所

※ 対象事業所数は、施設を有する事業所数の合計ではありません。

【表5-25】騒音規制による特定施設及び事業場数

特定施設名	事業場数	特定施設数
金属加工機械	144	587
空気圧縮機及び送風機 (7.5kW以上)	143	1008
土石用破砕機等(7.5kW 以上)	6	9
織 機	19	76
建設用資材製造機械	8	9
穀物用製粉機械	2	31
木材加工機械	18	36
抄紙機	0	0
印刷機械	38	203
合成樹脂用射出成形機	27	170
鋳造型機	0	0
合 計	405	2,129

【表5-26】振動規制による特定施設及び事業場数

特定施設名	事業場数	特定施設数
金属加工機械	206	913
圧縮機(7.5kW以上)	85	262
土石用破砕機等(7.5kW 以上)	6	9
織 機	18	71
コンクリートブロックマシン 等	2	6
木材加工機械	3	4
印刷機械(2.2kW以上)	10	125
ロール機(30kW以上)	2	9
合成樹脂用射出成形機	27	159
鋳造型機	1	2
合 計	360	1,560

まとめ

チェックポイント

- ✓ 公害は、**人の活動に伴って環境を汚染**し、健康・生活・財産に悪影響を及ぼすこと
- ✓ 市に寄せられている公害苦情で一番多いものは**ばい煙苦情**で、**禁止されている屋外での焼却が主な原因**となっている
- ✓ 環境騒音の測定結果について、**全ての地点で基準値を下回り、環境基準達成**となっているが、自動車騒音の測定結果では、**一部の区間が基準値を超過**している
- ✓ 地下水位の経年変化は**ほぼ横ばい**で、過剰揚水などの様子は見られず**安定**しており、地盤沈下についても、東日本大震災の影響を除けば**多少の増減のみ**
- ✓ **公害の未然防止**のため、特定施設および事業場の代表者等は、**県・市町村に届出**をする必要がある

公害は人の活動によって環境を汚染し、私たちの生活に悪影響を及ぼします。公害苦情に多いばい煙は、屋外での焼却活動が主な原因です。ばい煙に限らず騒音や悪臭など、自分が加害者とならないよう気をつける必要があります。また、市では公害苦情が寄せられた際は現場を確認し、内容によって、東部環境事務所（太田市）、館林地区消防組合等と連携しながら調査にあたります。

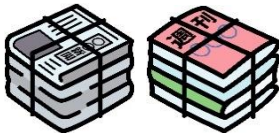
6 館林市の資源・ごみ

館林市が集める資源・ごみ

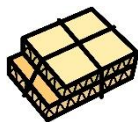
館林市が集める家庭の資源とごみは、大きく4種類に分けられます。

資源物

●紙類(新聞、雑誌など)



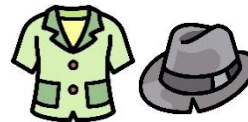
●段ボール



●紙パック



●衣類



●缶・ペットボトル



●びん・スプレー缶・乾電池



●小型家電類・金属類



燃やせないごみ

●ガラス類



●陶器類



●ライター



●その他



プラスチックごみ

●ボトル類



●カップ・パック類



●キャップ類



●ポリ袋・ラップ類



●ネット類



●トレイ類

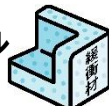


●チューブ類



●緩衝材

発泡スチロール製のもの



●オーディオソフト類

CD・MD・DVD



燃やせるごみ

●生ごみ



●汚れた紙



●木くず・草・葉



●ゴム・被革類



●ポリタンク



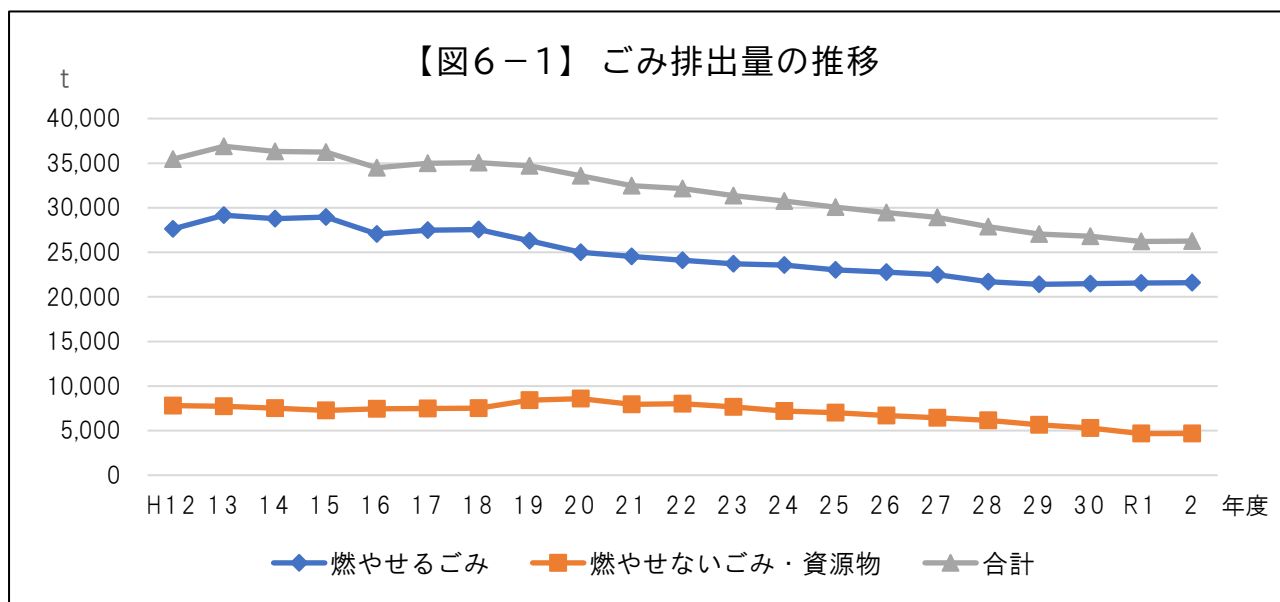
館林市のごみ排出量

市のごみの排出量は【表6-1】【図6-1】のとおりです。経年変化を見ると、平成19年度から減少傾向にあり、令和2年度には燃やせるごみの量が21,581トンとなりました。市民一人1日当たりに954gのごみを排出している計算になります。

【表6-1】過去10年間のごみの排出量の推移

年度	処理人口 10/1 現在	燃やせる ごみ量(t)	燃やせないごみ 資源物量(t)※	合計(t)	前年度比 (%)	排出量(g) (一人1日)
平成 23	78,085	23,695	7,666	31,361	98	1,097
平成 24	79,100	23,580	7,180	30,760	98	1,065
平成 25	78,614	23,033	7,025	30,058	98	1,048
平成 26	78,152	22,760	6,678	29,438	98	1,032
平成 27	77,938	22,485	6,447	28,932	98	1,017
平成 28	77,399	21,702	6,165	27,867	96	986
平成 29	76,738	21,407	5,645	27,052	97	966
平成 30	76,310	21,486	5,296	26,782	99	962
令和元	75,864	21,548	4,666	26,214	98	944
令和2	75,480	21,581	4,691	26,272	100	954

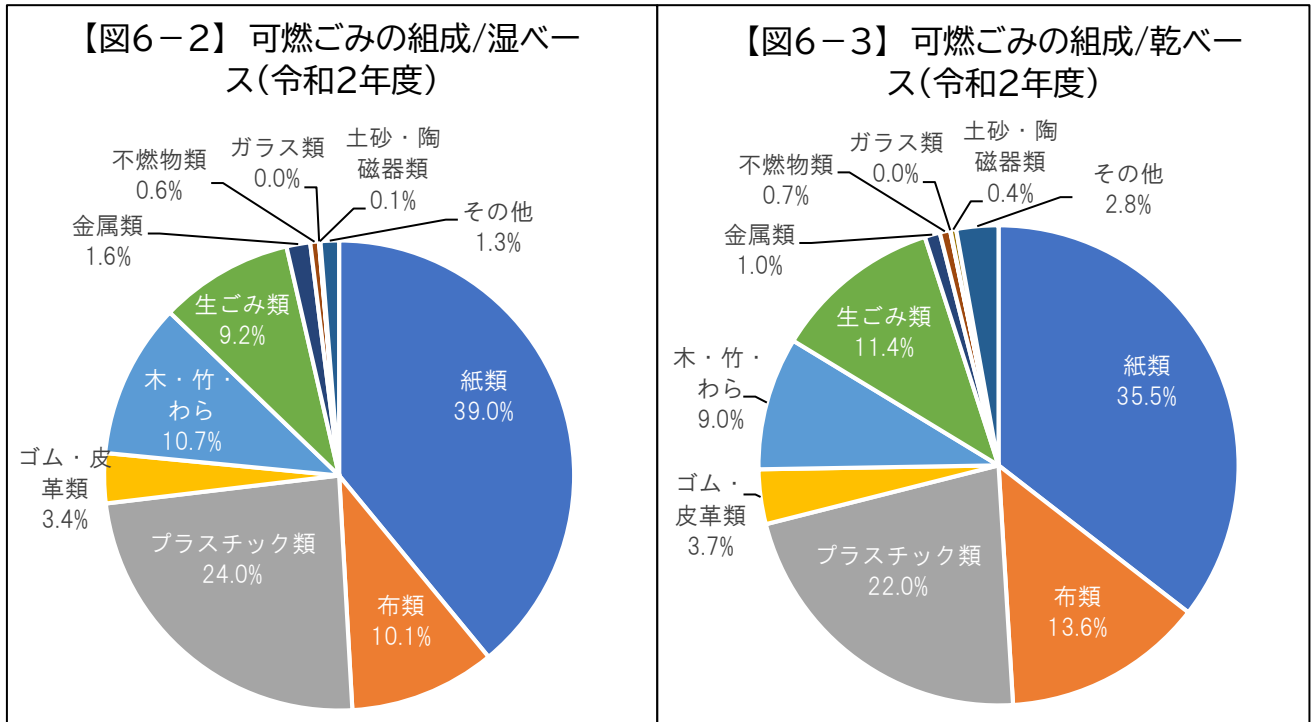
※燃やせないごみ・資源物量は集団回収量を含みます



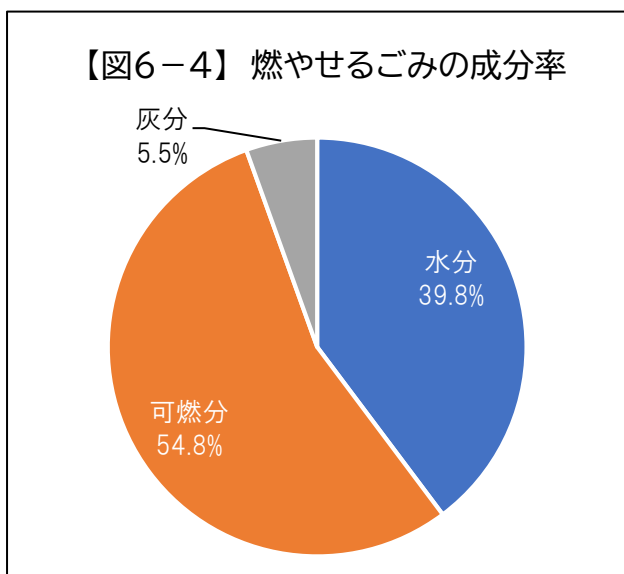
燃やせるごみ

市では、燃やせるごみにどのくらい資源物などが混ざっているかを調査しています。ごみとして出されたものをそのままの形で調査したものが【図6-2】湿ベース、水分を取り除いて調査したものが【図6-3】乾ベースです。

資源物やプラスチック類などが燃やせるごみの多くを占めています。分別の徹底により、3Rを推進していく必要があります。



また、【図6-4】のとおり燃やせるごみの成分では、水分が約4割を占めています。水分が多いと焼却炉への負担が大きくなってしまいます。そのため市では、ごみの減量の一環として、ごみ減量化器具の購入に対して助成金を交付しています。ごみ減量化器具を使用することで、生ごみが乾燥し、燃やせるごみの水分量を減らすことができます。



リサイクル

本市の資源化率は、令和2年度で 19.9%となっています。資源化量の推移は【表6-2】【図6-5】のとおりです。また、地域の子ども会等で行う資源集団回収について、市では助成金を交付しています。実績は【表6-3】のとおりです。

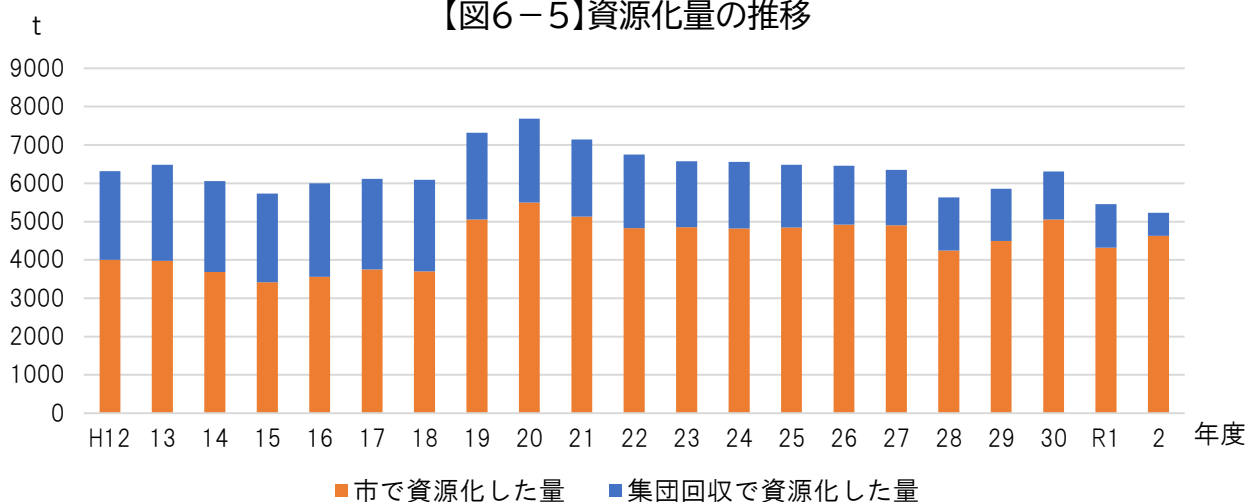
【表6-2】 過去 10 年間の燃やせないごみ・資源化率の推移

年度	総処理量 A(t)	Aのうち燃やせないごみ・資源物量B(t)	資源化量			資源化量 C+D+E=F (t)	資源化率 F÷(A+E) (%)
			Bのうち資源物量C(t)	焼却灰D (t)	集団回収量E(t)		
平成 23	29,632	5,937	4,850	—	1,729	6,579	21.0
平成 24	29,023	5,443	4,821	—	1,735	6,556	21.3
平成 25	28,418	5,385	4,842	—	1,638	6,480	21.6
平成 26	27,903	5,143	4,923	—	1,539	6,462	21.9
平成 27	27,489	5,004	4,903	—	1,443	6,346	21.9
平成 28	26,483	4,781	4,243	—	1,384	5,627	20.2
平成 29	25,684	4,277	4,174	317	1,368	5,859	21.7
平成 30	25,526	4,040	3,864	1,191	1,256	6,311	23.6
令和元	25,076	3,529	3,268	1,048	1,138	5,454	20.8
令和2	25,668	4,080	3,542	1,084	604	5,230	19.9

【表6-3】 過去 10 年間の資源集団回収量等の推移

年度	申請件数 (件)	古紙類(kg)	びん(kg)	金 属(kg)		古布(kg)	合計(kg)
				スチール	アルミ		
平成 23	479	1,701,827	4,651	3,430	17,041	1,877	1,728,826
平成 24	475	1,709,317	3,918	1,636	17,694	1,951	1,734,516
平成 25	481	1,615,201	3,786	1,132	16,395	1,708	1,638,222
平成 26	476	1,516,656	3,016	1,126	16,225	1,925	1,538,948
平成 27	475	1,420,449	2,936	1,231	16,820	1,837	1,443,273
平成 28	481	1,359,041	2,665	1,283	16,410	4,800	1,384,199
平成 29	478	1,342,331	3,106	1,131	17,075	4,920	1,368,563
平成 30	445	1,232,451	2,988	682	15,624	4,580	1,256,325
令和元	429	1,115,291	1,639	568	15,720	4,430	1,137,648
令和2	319	589,619	525	508	10,813	2,539	604,004

【図6-5】資源化量の推移



資源とごみ分別アプリ **さんあ〜る**

資源とごみ分別アプリ「さんあ〜る」は、分別方法の検索機能や、資源とごみの収集日のお知らせ機能がついたアプリです。ごみの分別に迷っているとき、ごみの収集日を確認したいときなど、ぜひ「さんあ〜る」をご利用ください。

【アプリイメージ】



【アイコン】



【主な機能】

◆収集カレンダー

お住いの地区を設定することで、資源とごみの収集日をカレンダーで確認できます。収集日をお知らせする通知機能もあります。

◆ごみ分別辞典

出したいごみの品目を検索すると、分け方・出し方を確認できます。

◆通知機能「館林市からのお知らせ」

資源やごみに関する情報をタイムリーにお届けします。

【言語】

日本語のほか、英語、中国語、ベトナム語にも対応しています。

まとめ

チェックポイント

- ✓ 市内のごみ排出量は経年で見ると**減少傾向**にある
- ✓ 燃やせるごみとして、**プラスチック類**や**資源物**も一緒に捨てられてしまっている
- ✓ 燃やせるごみの成分の**約4割は水分**だが、**ごみ減量化器具**を使用することで、ごみの水分量を減らすことができ、焼却炉への負担軽減につながる
- ✓ 資源集団回収量が減少したことで、資源化率も例年に比べ減少している

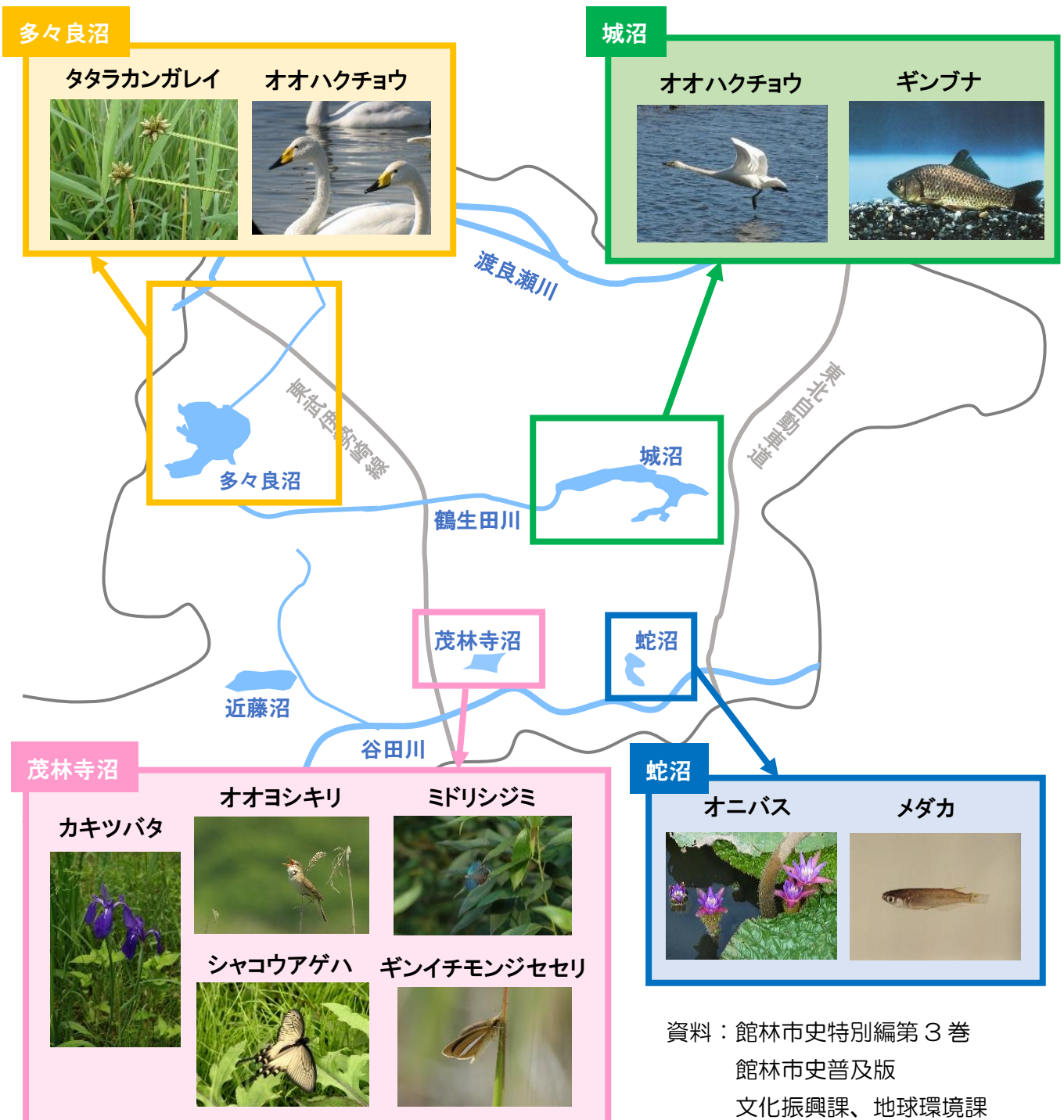
資源とごみは私たちの生活と深く関わっています。ごみの分別の徹底、ごみの減量のためには、私たち一人ひとりの取り組みが必要です。ごみの分別に迷ったら「さんあ〜る」や「ごみ分別辞典」で確認する、ごみを出さないためにマイバック・マイボトルを使用するなど、できることから少しずつ始めましょう。

7 館林市の生きもの

館林市に生息する生きもの

本市には、城沼、多々良沼、茂林寺沼、近藤沼、蛇沼など大小多くの沼が点在しており、豊かな水辺環境を形成しています。茂林寺沼湿原のカキツバタや多々良沼のオオハクチョウやタタラカンガレイ、蛇沼のメダカやオニバスなど、多くの動植物が生息しています。

●水辺に生息する主な生きもの



外来生物とは

外来生物とは、人の活動により本来の生息地とは異なる地域に持ち込まれた海外起源の生物です。外来生物の多くはそのまま生き続けることや、子孫を残すことが難しいと考えられていますが、その地域に定着することができる生物もいます。定着した外来生物の中には、地域の生態系や人間の健康、農林水産省への被害を及ぼす可能性がある生物もいます。

●外来生物による被害

生態系への被害	捕食や餌を奪うことにより、その地域の生物を駆逐する
人の生命・身体への被害	毒を持つ外来種にかまれたり、刺されたりする
農林水産省への被害	農林水産物の食害や、畑の踏み荒らしなどで収穫量が減る

特定外来生物とは

特定外来生物とは、地域の生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼす恐れがあると認められている外来生物のことです。 特定外来生物は生きているものに限られ、個体だけではなく、卵や種子なども含まれます。

国では、特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、国民生活の安定向上に資することを目的として「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（通称：外来生物法）を平成17年に施行しました。問題を引き起こす外来生物を特定外来生物として指定し、その**飼養、栽培、保管、運搬、輸入**といった**取り扱いを規制**しています。特定外来生物による被害が生じている場合、又は生じる恐れがある場合には、防除等を行うこととしています。

館林市の特定外来生物について

市では特定外来生物として、**オオクチバス**や**クビアカツヤカミキリ**などが確認されています。地域に定着し繁殖している生物も存在し、既存の生物を守るための取り組みが必要となっています。本市では被害が拡大しているクビアカツヤカミキリの防除を、令和元年度から行っています。

鳥獣の捕獲についても捕獲機の貸出を行うなど、人の生命・身体を守るための取り組みも行っています。また、特定外来生物として認識されずに人の手によって繁殖してしまうものもあります。中でも、オオキンケイギクは鮮やかな黄色い花を咲かせ、一見するときれいな花ですが、繁殖力が強く、他の植物の成長の妨げとなるため、誤って植えないよう注意が必要です。

市で確認された主な特定外来生物を【表7-1】に示します。

【表7-1】市で確認された主な特定外来生物

分類群	種名	
	和名	学名
鳥類	ガビチョウ	<i>Garrulax canorus</i>
	カオジロガビチョウ	<i>Garrulax sannio</i>
	ソウシチョウ	<i>Leiothrix lutea</i>
両生類	ウシガエル	<i>Rana catesbeiana</i>
魚類	チャンネルキャットフィッシュ	<i>Ictalurus punctatus</i>
	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus</i>
	オオクチバス	<i>Micropterus salmoides</i>
昆虫類	クビアカツヤカミキリ	<i>Aromia bungii</i>
植物	オオキンケイギク	<i>Coreopsis lanceolata</i>
	アレチウリ	<i>Sicyos angulatus</i>

【ガビチョウ】



【ソウシチョウ】



【ウシガエル】



【ブルーギル】



【オオクチバス】



【オオキンケイギク】



【アレチウリ】



資料：環境省ホームページ（URL：<https://www.env.go.jp/nature/intro/4document/asimg.html>）

クビアカツヤカミキリについて

クビアカツヤカミキリは中国やモンゴル、朝鮮半島などが原産で、公園や市街地の街路樹を生息環境としています。サクラ、ウメ、モモなどの樹木を好み、寄生した幼虫の食害が樹木の枯死の原因につながります。国内では平成24年に愛知県で初めて侵入が確認されました。その後、平成25年に埼玉県、平成27年に群馬県、東京都、大阪府、徳島県、平成28年に栃木県で侵入が確認されました。その後も、茨城県、三重県、神奈川県など、分布は拡大を続けています。

市では平成27年度に確認されて以降、被害が拡大しています。市では、**クビアカツヤカミキリの被害からサクラの木を守るため、市民の協力を得た人海戦略**によってクビアカツヤカミキリの撲滅を図る、「**クビアカツヤカミキリ撲滅プロジェクト**」（5月下旬ごろ～8月末まで）を行っています。プロジェクトの結果を【表7-2】に示します。（森林総合研究所の試算では、**30匹の幼虫の食害で、サクラ1本を枯死させてしまう**としています）

【表7-2】クビアカツヤカミキリ撲滅プロジェクト結果

年度	成虫の捕殺数 ※()内前年度比	保護したサクラの木 ※()内前年度比
令和元年度(初年度)	6,648匹(—)	約1,400本(—)
令和2年度	6,249匹(-399)	約1,380本(-20)
令和3年度	7,503匹(1,254)	約1,670本(290)

【クビアカツヤカミキリの成虫】



【クビアカツヤカミキリの幼虫がいる木から出るフラス(木くず)】



【被害木の断面】



まとめ

チェックポイント

- ✓ 市内にある沼には多くの動植物が生息している
- ✓ 特定外来生物が市内でも確認されている
- ✓ 特定外来生物のクビアカツヤカミキリが市内のサクラの木を枯死させてしまっているため、市と市民で連携して「クビアカツヤカミキリ撲滅プロジェクト」を実施している

特定外来生物による被害は、既存種の生存や農作物などに及びます。市内の豊かな自然を守るためにも、クビアカツヤカミキリ撲滅プロジェクトと併せて、危険な特定外来生物への対策をしていく必要があります。



ぽんちゃん

令和3年度版 館林の環境

----- 製作 -----

館林市 地球環境課 環境政策係

〒374-8501

群馬県館林市城町1番1号

TEL0276-47-5124
